

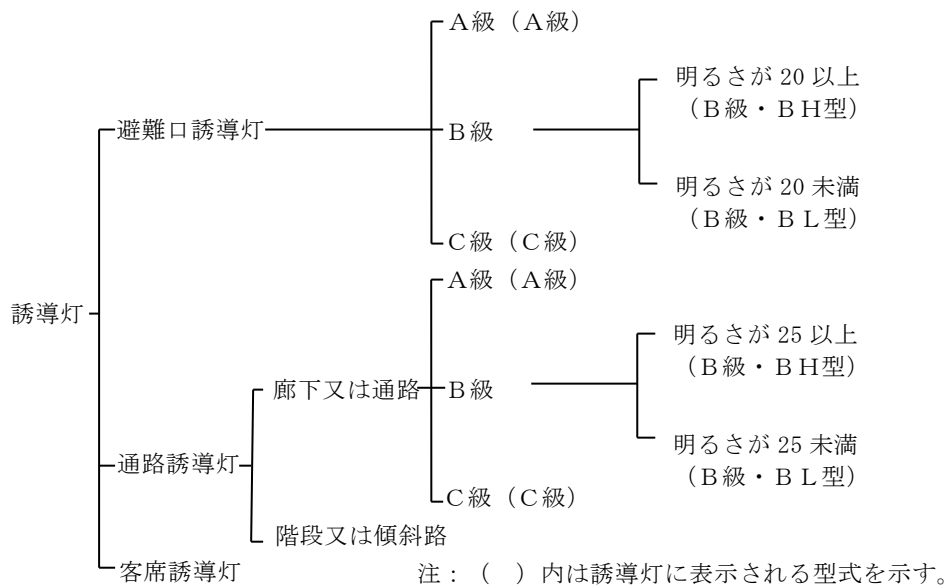
第2 誘導灯及び誘導標識

令第26条並びに規則第28条、第28条の2、第28条の3及び「誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドラインについて」（平成11年9月21日消防予第245号）の規定によるほか、次によること。

1 用語例

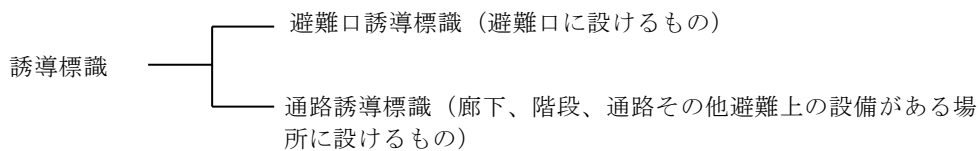
(1) 誘導灯とは、避難口誘導灯、通路誘導灯及び客席誘導灯をいい、火災時、防火対象物に居る者を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示し、又は避難上有効な照度を与える灯火をいう。

・誘導灯の区分



(2) 誘導標識とは、火災時、防火対象物に居る者を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示した標識をいう。

・誘導標識の区分



(3) 点滅装置とは、自動火災報知設備からの火災信号を受けたとき、キセノンランプ、白熱電球又は蛍光ランプを点滅する装置をいう。

(4) 誘導音装置とは、自動火災報知設備からの火災信号を受けたとき、避難口の所在を示すための警報音及び音声を発生する装置をいう。

(5) 信号装置とは、自動火災報知設備からの火災信号を中継（階段室に設置された自動火災報知設備の煙感知器の動作信号を演算処理する機能も含む。）し、又は手動信号を誘導灯に伝達する装置をいう。

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

- (6) 蓄光式誘導標識とは、太陽、白熱灯、蛍光灯等の光線を吸収蓄積し、光を取り除いても一定時間発光する性質の誘導標識をいう。
- (7) 避難施設とは、避難階若しくは地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。）、直通階段の階段室、その附室の出入口又は直接屋外に出られる出入口をいう。
- (8) 居室とは、建築基準法第2条第4号に定める居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する部屋及び駐車場、車庫、機械室、ポンプ室等これらに相当する室をいう。
- (9) 廊下等とは、避難施設へ通ずる廊下又は通路をいう。
- (10) 廊下等への出入口とは、居室内から避難施設へ通ずる廊下又は通路への出入口をいう。
- (11) 常時出入りの用に供する出入口とは、客等が常時出入りする出入口（従業員専用の出入口を除く。）をいう。
- (12) 避難口とは、規則第28条の3第3項第1号に定める出入口及び場所をいう。
- (13) 主要な避難口とは、規則第28条の3第3項第1号イ及びロに規定する出入口をいう。
- (14) 外光とは、自然光又は夜間恒久的に点灯される街路灯等（当該防火対象物の火災時に影響を受けにくい灯火に限る。）をいう。

2 構造及び性能

誘導灯及び誘導標識は、認定評価品を使用すること。

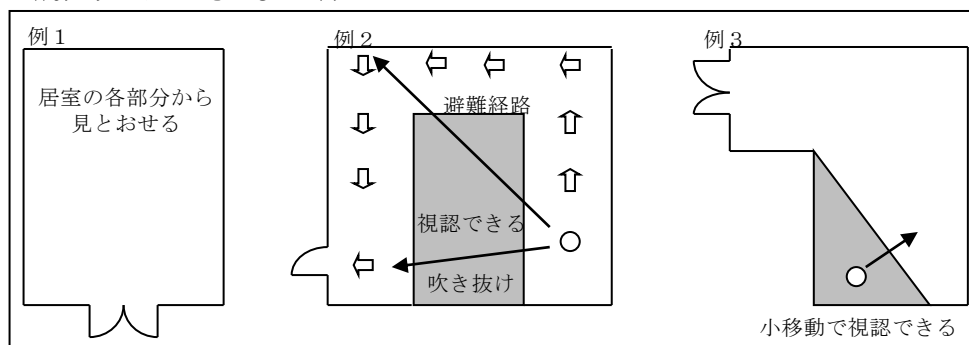
3 誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分

規則第28条の2に定める規定によるほか、次によること。

(1) 階段又は傾斜路以外の部分

ア 規則第28条の2に規定する「容易に見とおすことができる」とは、建築物の構造、造作物、棚等の設置による避難口、誘導灯又は避難経路の視認障害がないことをいう。なお、吹き抜け等がある場合は避難経路を含めて視認できること。ただし、避難口や誘導灯が視認できない場合であっても、人が移動（危険を伴わない範囲でおおむね3m程度の小移動に限る。）することにより避難口や誘導灯を視認できる場合は、容易に見とおすことができるものとする。

《容易に見とおしできるものの例》



第2-1図

イ 規則第28条の2に規定する「見とおし、かつ、識別」とは、居室内又は廊下等の各

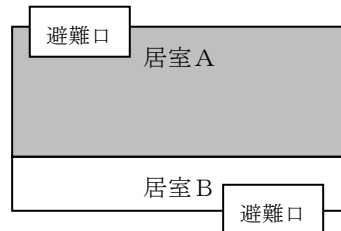
第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

部分から避難口を容易に見とおすことができ、かつ、避難口であることが分かるものをいい、この場合の「見とおし、かつ、識別」しようとする際の目の高さは、おおむね1.5mとするが、防火対象物に出入りする人の様態等に留意すること。

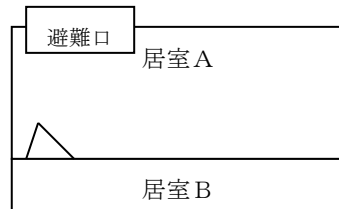
ウ 規則第28条の2第1項第3号イに規定する「主として当該居室に存するものが利用する」避難口とは、当該居室に存する者が避難する際に利用する直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）であつて、他の部分に存する者が避難する際に利用しないもの。ただし、他の部分に存する者が他の部分を利用する時間が一時的であり、かつ、普段は当該居室を利用している場合はこの限りではない。

《主として当該居室に存する者が利用する避難口》

①居室A及びBにそれぞれ避難口が設けられているため、それぞれの避難口は、「主として当該居室に存する者が利用する避難口」に該当する。



②居室Aの避難口は、居室Bに存する者の避難にも利用されるため「主として当該居室に存する者が利用する避難口」に該当しない。



ただし、居室Bを利用する者の居室Bを利用する時間が一時的であり、かつ、普段は居室Aを利用している場合、居室Aの避難口は、「主として当該居室に存する者が利用する避難口」に該当する。

第2-2図

エ 階段又は傾斜路以外の部分については、主要な避難口の視認性及び主要な避難口までの歩行距離により、誘導灯及び誘導標識の免除要件が規定されているが、設置免除の単位は「階」であり、当該要件への適合性も階ごとに判断するものであること。また、地階（傾斜路等で避難階に該当するものを除く。）及び無窓階は、当該免除要件の対象外であること。

オ 主要な避難口の視認性については、居室の出入口からだけではなく、居室の各部分から避難口であることが直接判別できることが必要であること。また、規則第28条の2第1項の規定に適合しない階（避難口誘導灯の設置を要する階）について、同条第2項の規定により通路誘導灯を免除する場合は、主要な避難口に設けられた避難口誘導灯の

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

有効範囲内に居室の各部分が存する必要があること。

カ 規則第28条の2第1項第3号ハに規定する蓄光式誘導標識（以下この第2において「蓄光式誘導標識」という。）の設置は、別記1に定める蓄光式誘導標識の設置基準によること。

キ 規則第28条の2第2項第2号ロ及び第3項第3号ロに規定する蓄光式誘導標識は、「誘導灯及び誘導標識の基準」（平成11年消防庁告示第2号。以下「告示」という。）告示第3第1号の規定により設置及び維持されたものであること。

ク 規則第28条の2第1項第4号及び第2項第3号に規定する「令別表第一(16)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(5)項ロ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず」とは、次の防火対象物とする。

(ア) 令別表第一(5)項ロ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途のみで構成される同表(16)項イに掲げる防火対象物

(イ) 令別表第一(5)項ロ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が次のすべてに適合する同表(16)項イに掲げる防火対象物

この場合において、当該部分は、同表(5)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分とみなすものとする。

a 床面積の合計が300㎡未満であること。

b 床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の10%以下であること。

c 床面積の150㎡以内ごとに防火区画されていること。

(2) 避難口誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分

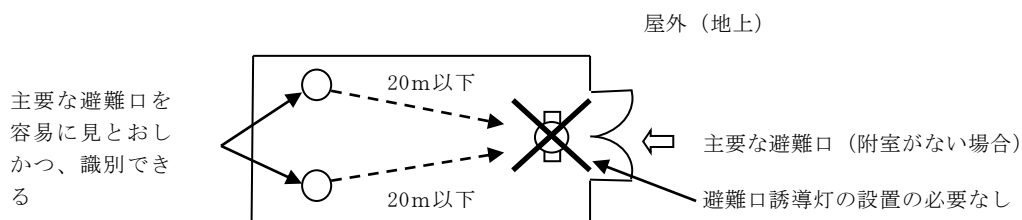
ア 避難階（無窓階を除く。）の場合

令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（規則第28条の3第3項第1号イに掲げる避難口）を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が20m以下であるものは避難口誘導灯の設置を要しない。

また、避難口の一に至る歩行距離20mは、令第32条を適用し、それぞれ居室の床面積400㎡と読み替えることができるものであること。

《容易に見とおしできるものの例》

※地階であっても避難階の場合は該当する。



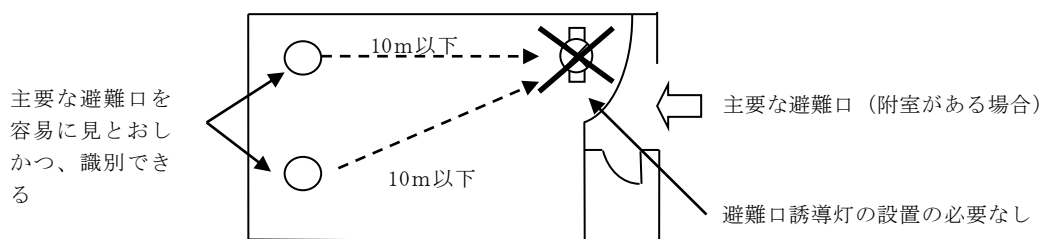
第2-3図

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

イ 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）の場合

令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（規則第28条の3第3項第1号ロに掲げる避難口）を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る方向距離が10m以下であるものは避難口誘導灯の設置を要しない。

また、避難口の一に至る歩行距離10mは、令第32条を適用し、それぞれ居室の床面積100㎡と読み替えることができるものであること。

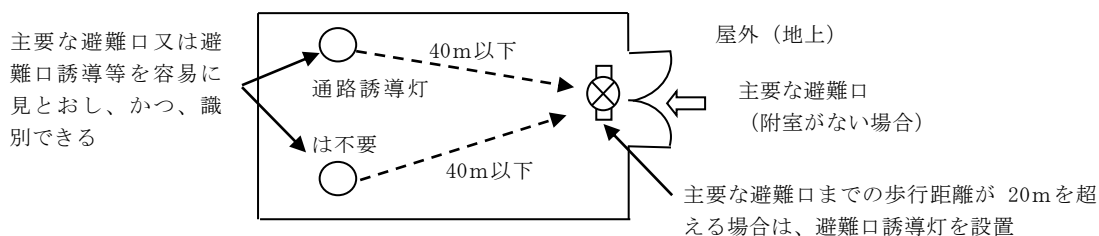


第2-4図

(3) 通路誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分

ア 避難階（無窓階を除く。）の場合

令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（規則第28条の3第3項第1号イに掲げる避難口）又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が40m以下であるものは通路誘導灯の設置を要しない。

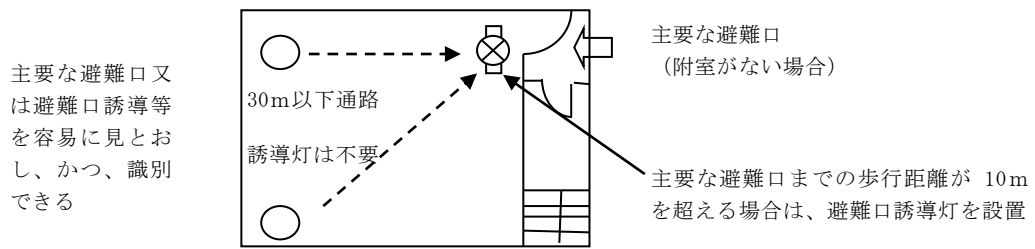


第2-5図

イ 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）の場合

令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（規則第28条の3第3項第1号ロに掲げる避難口）又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が30m以下であるものは、通路誘導灯の設置を要しない。

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識



第2-6図

ウ 階段又は傾斜路の場合

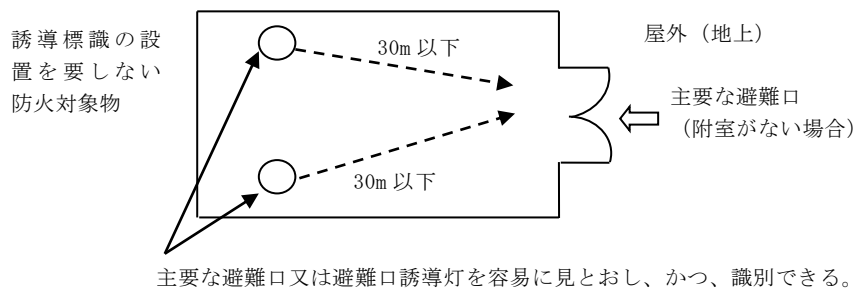
令別表第1(1)項から(16)の3)項までに掲げる防火対象物の階段又は傾斜路のうち、「非常用の照明装置」により、避難上必要な照度が確保されるとともに、避難の方向の確認(当該階の表示等)ができる場合には、通路誘導灯の設置を要しない。

※ 「非常用の照明装置」とは、建基令第5章第4節に規定されるものをいうものであり配線方式、非常電源等を含め、当該建築基準法令の技術基準に適合していることが必要であること。

(4) 誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分

ア 避難階(無窓階を除く。)の場合

令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口(規則第28条の3第3項第1号イに掲げる避難口)を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が30m以下であるものは、誘導標識の設置を要しない。



第2-7図

イ 避難階以外の階(地階及び無窓階を除く。)の場合

令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口(規則第28条の3第3項第1号ロに掲げる避難口)を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が30m以下であるものは誘導標識の設置を要しない。

4 設置要領等

誘導灯及び誘導標識は、令第26条第2項及び規則第28条の3に定める規定によるほか、

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

次により設置すること。

(1) 共通事項

ア 規則第28条の3第2項に規定する「当該誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合」の判断は、次の(ア)から(オ)までによること。

(ア) 壁面があり、誘導灯の設置場所が死角となる部分がある場合

(イ) 階段により、誘導灯の設置階数が異なる場合

(ウ) 0.4 m以上のはり又は防煙壁がある場合

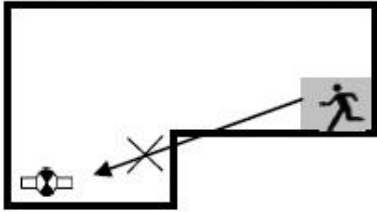
(エ) 1.5 m以上の高さのパーテーション、ショーケース、棚、可動間仕切その他これらに類するもの（以下この第2において「パーテーション等」という。）の障害物がある場合

(オ) 吊広告、垂れ幕がある場合

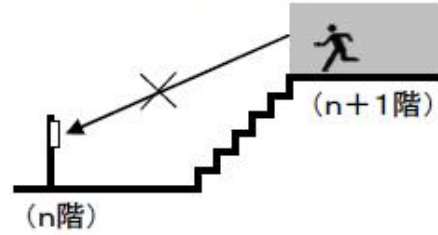
第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

《誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合の例》

例1 壁面があり死角になる部分がある場合



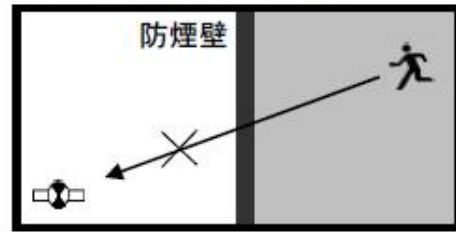
例2 階段により階数が変わる場合



例3-1 0.4m以上のはりがある場合

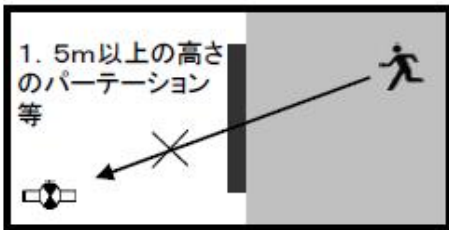


例3-2 壁面があり死角になる部分がある場合



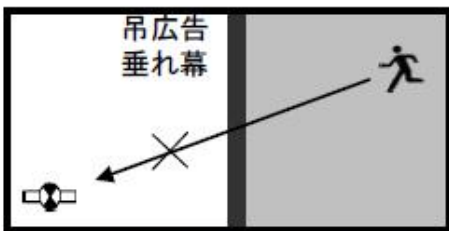
備考：吊具等により表示上部が障害物より下方にある場合は見とおせるものとするが、そうでない場合は見とおしがきかないものとする。

例4 1.5m以上の高さのパーテーション等がある場合



備考：この場合において、誘導灯がこれらの障害物より高い位置に避難上有効に設けられている場合には、見とおせるものとする。

例5 吊広告、垂れ幕がある場合



備考：吊広告等により表示上部が障害物より下方にある場合は見とおせるものとするが、そうでない場合は見とおしが効かないものとする。吊広告等を設置することが予想される場合にはあらかじめ留意すること。

第2-8図

イ 規則第28条の3第3項に規定する「通路」には、室内の通行の用に供する部分が含

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

まれるものであること。

ウ 居室が連続し、他の居室を通らなければ避難できない居室の出入口は、前イにより規則第28条の3第3項第1号ハに規定する出入口に該当するものであること。◇

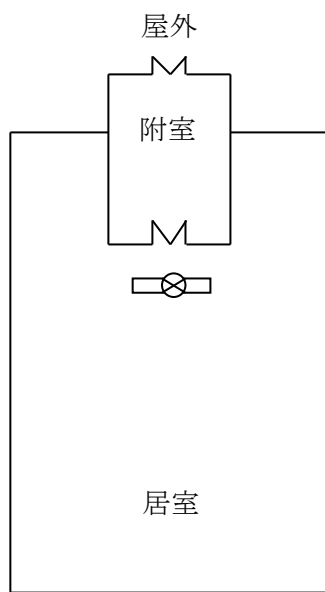
(2) 避難口誘導灯

令第26条第2項第1号並びに規則第28条の3第3項第1号及び第4項の規定によるほか、「避難上有効な箇所」となるよう次により設置すること。

ア 設置箇所

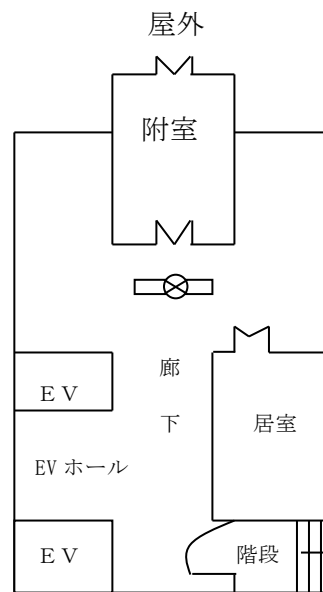
(ア) 避難口誘導灯は、次に掲げる避難口に設置すること。

a 屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）



居室に面する場合

第2-9図

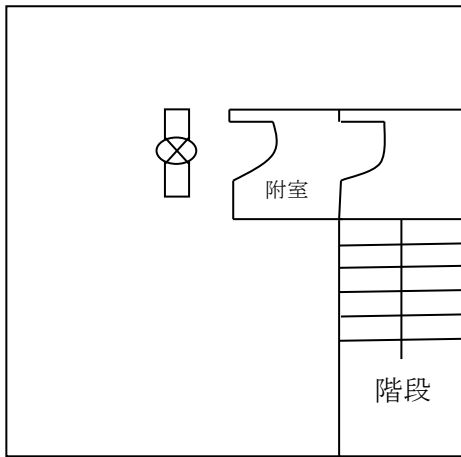


廊下に面する場合

第2-10図

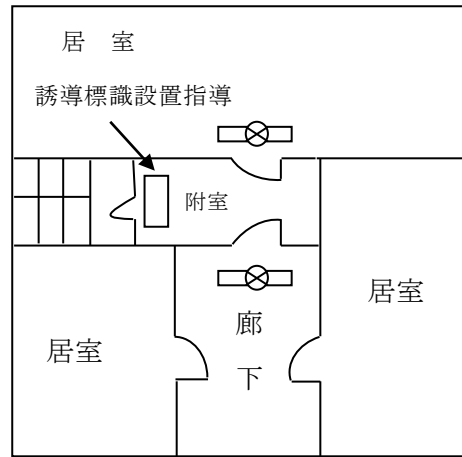
b 直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）
なお、附室内に複数の出入口があるため、階段への出入口が識別できない場合には、当該階段への出入口に誘導標識を設置すること。

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識



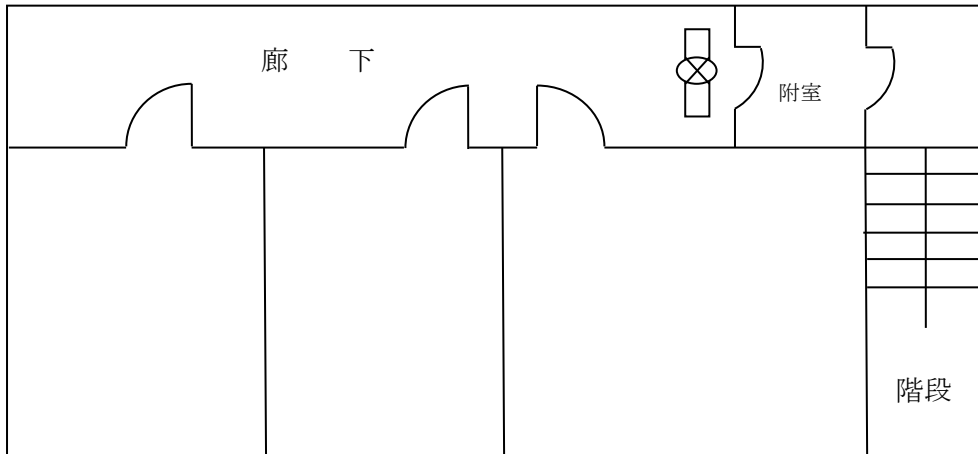
居室に面する場合

第2-11図



廊下に面する場合

第2-12図

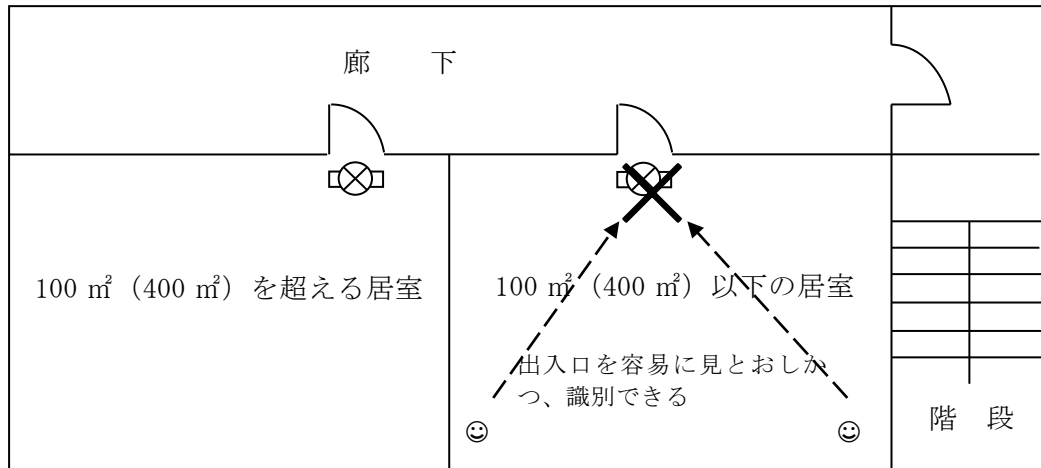


廊下に面する場合

第2-13図

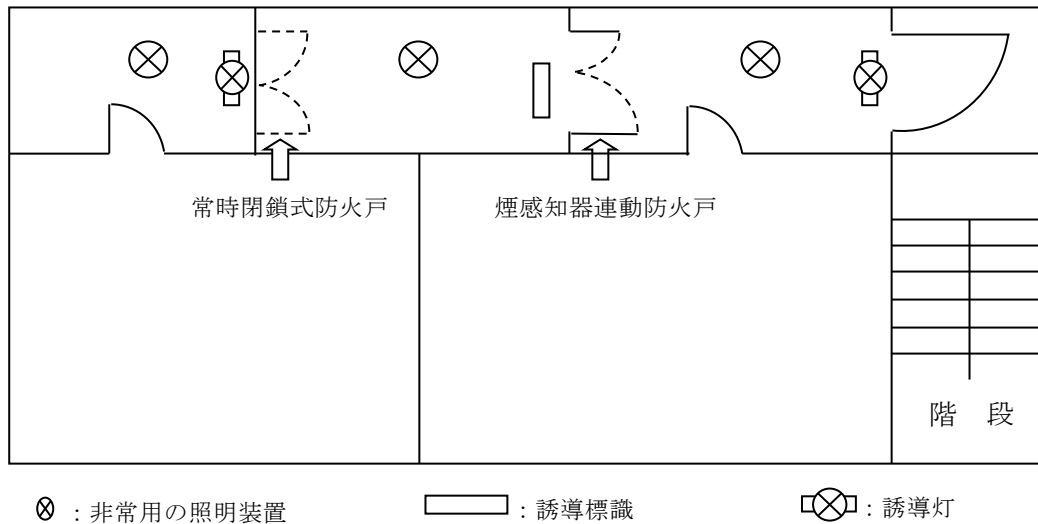
- c a又はbに掲げる避難口に通ずる廊下等への出入口（室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、床面積が100㎡（主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあつては、400㎡）以下であるものを除く。）

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識



(400 m²) は、主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものに限る。
第2-14図

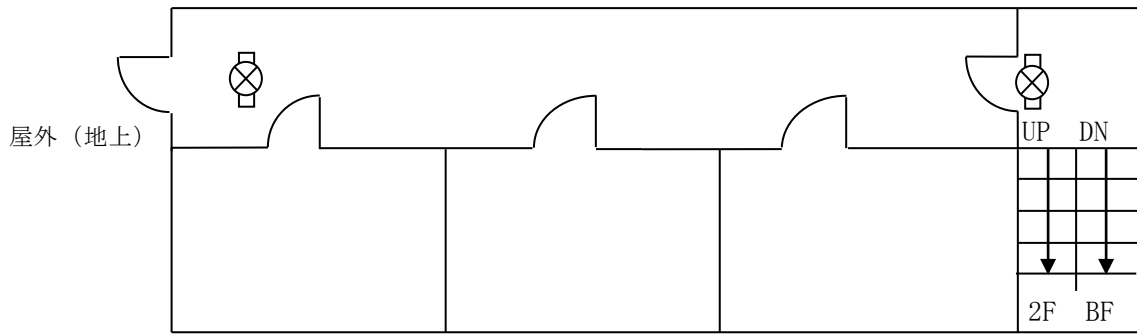
d a又はbに掲げる避難口に通ずる廊下等に設ける防火戸で、直接手で開くことができるもの（くぐり戸付きの防火シャッターを含む。）がある場所（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別できる照度が確保されるように非常用の照明装置が設けられている場合を除く。）なお、誘導標識から7.5m以内については通路誘導灯の設置を要しない。



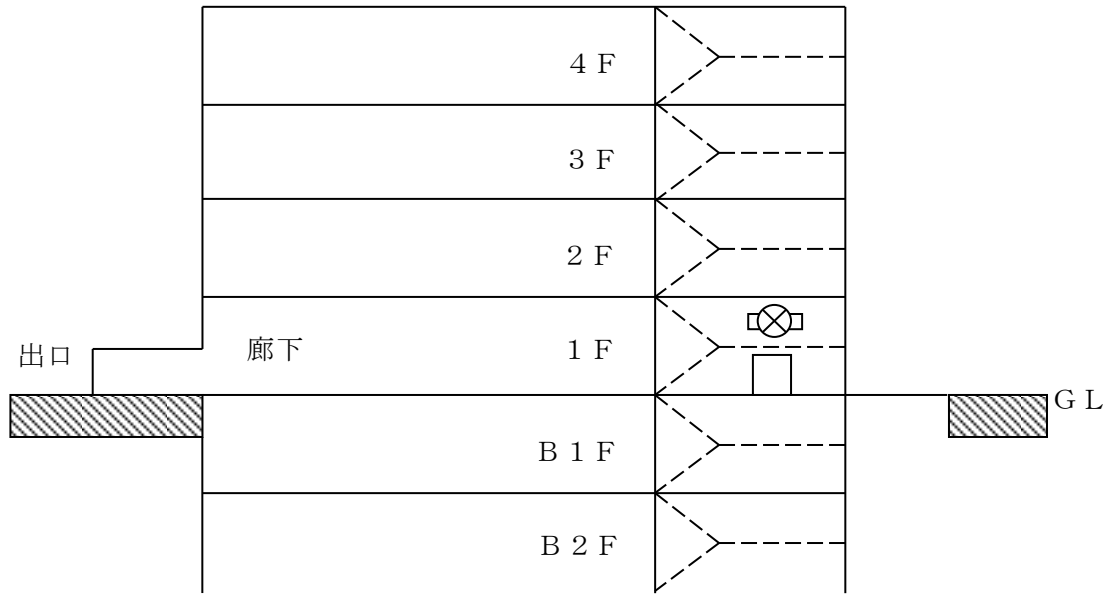
第2-15図

e 地階へ通じている直通階段の階段室から廊下等へ通ずる出入口（避難経路となるものに限る。）

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識



平面図



立面図

第2-16図

f 不活性ガス消火設備の防護区画からの出口には、避難口誘導灯を設けること。ただし、非常用の照明装置が設置されているなど十分な照度が確保されている場合は、誘導標識とすることができる。

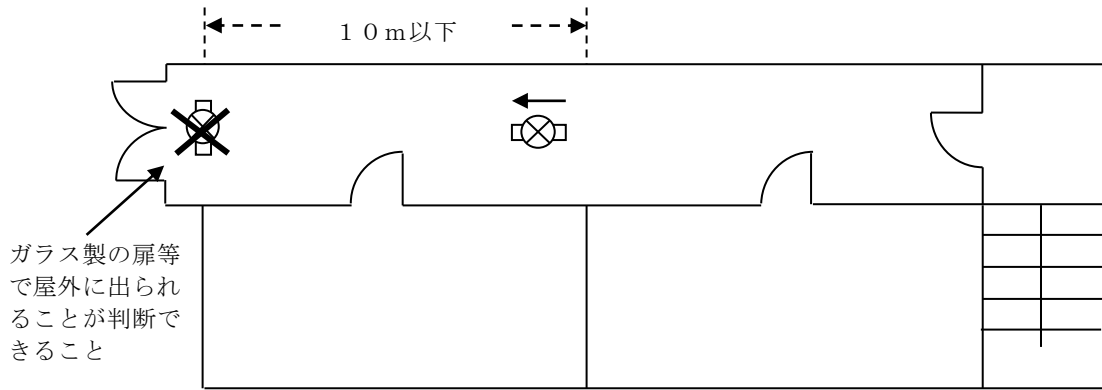
(イ) 避難口誘導灯の設置を要する防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものにあつては令第32条を適用し、避難口誘導灯の設置を要しない。

a 最終避難口（規則第28条の3第3項1号イに規定する出入口をいう。）で、当該出入口に接する廊下等又は居室内に設けてある10m以内にある通路誘導灯の位置（通路誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分にあつては、当該出入口に接する廊下等又は居室の端）から直接地上に出られることが容易に見とおし、かつ、識別することができる出入口。（附室が設けられている場合は、附室の出入口も含む。）ただし、次に掲げる防火対象物を除く。

(a) 令別表第1(1)項及び(4)項で延面積が1,000㎡以上の防火対象物

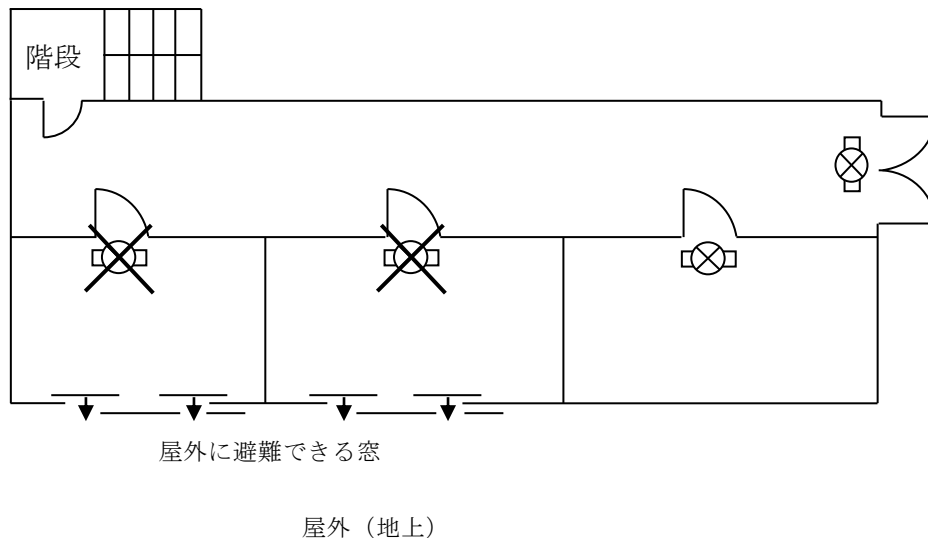
(b) 令別表第1(16)項イ（前(a)に該当する部分に限る。）に供される防火対象物

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識



第2-17図

- b 規則第28条の3第3項第1号イ又はロに定める出入口のうち、居室内の各部分から当該出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができる常時出入りの用に供する出入口で、無窓階の避難階又は不特定多数の者の出入りする地階以外の地階で、歩行距離が10m以下のもの。なお、地階が避難階となる場合は避難階とみなすことができる。
- c 防火対象物の避難階で居室の窓等（規則第5条の2に定める10階以下の階による有効な開口部以上の広さを有するもの）から屋外の安全な場所へ容易に避難できる構造となっている当該居室の出入口。ただし、前a、(a)又は(b)に掲げる防火対象物を除く。



第2-18図

- d 令別表第1(5)項ロ又は(16)項（(5)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。）に掲げる防火対象物のうち、規則第28条の3第3項第1号イ及びロに定める出入口の部分で、次の(a)又は(b)に該当する出入口。なお、これら

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

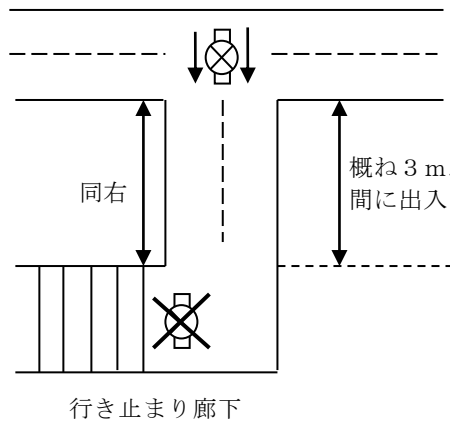
の出入口については誘導標識を設置すること。

(a) 階段及び廊下が外気に開放されており、煙等の滞留するおそれがなく、外光又は非常用の照明装置により避難上必要な照度が確保されている出入口

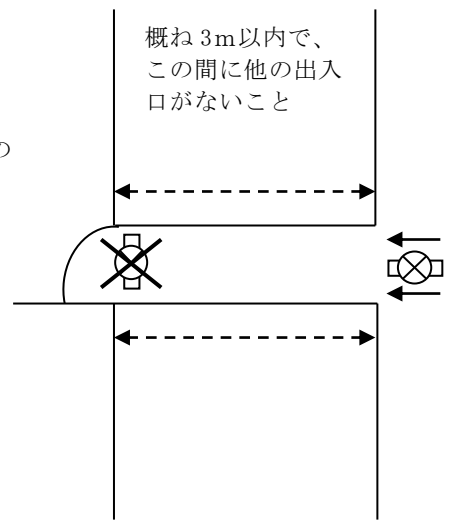
(b) 屋外階段に接続する廊下（ホールの形態を含む。）が外気に開放されていない場合は、各玄関から屋外階段の出入口までの距離が3m以内で、当該廊下部分に曲がり角や玄関以外の出入口がなく、かつ、非常用の照明装置により避難上有効に確保されている出入口

e 規則第28条の3第3項第1号ロに定める出入口の部分のうち、直接地上に出ることができる出入口で、その旨が容易に判別できる出入口

f 廊下等の曲折点から避難口までの間に他の居室等の出入口がなく、避難口の位置から3m以内で当該避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる位置に避難の方向を明示した避難口誘導灯を設けた場合の避難口



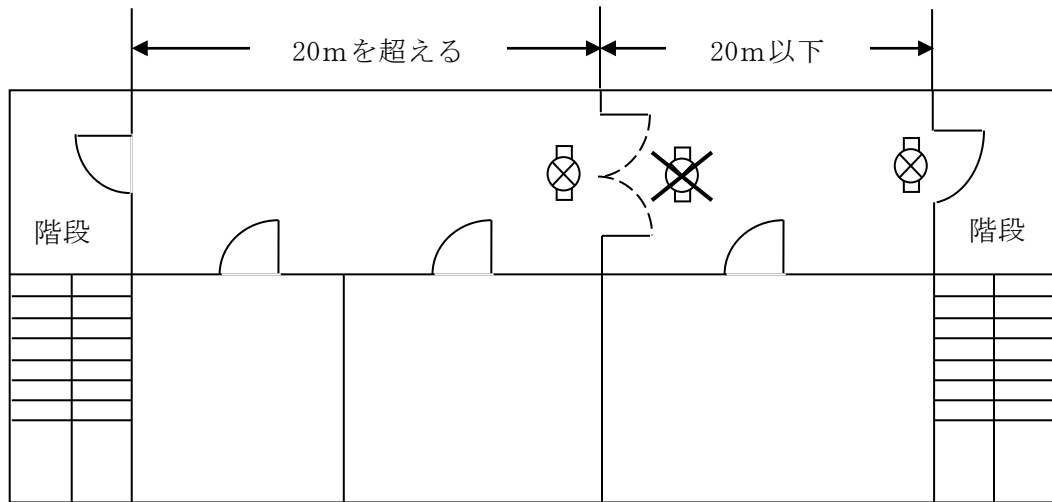
第2-19図



第2-20図

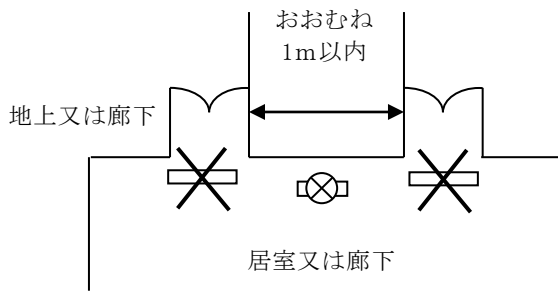
g 規則第28条の3第3項第1号ニに定める場所のうち、避難施設に面する側で、当該場所から避難施設の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、その歩行距離が20m以下となる部分

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識



第2-21図

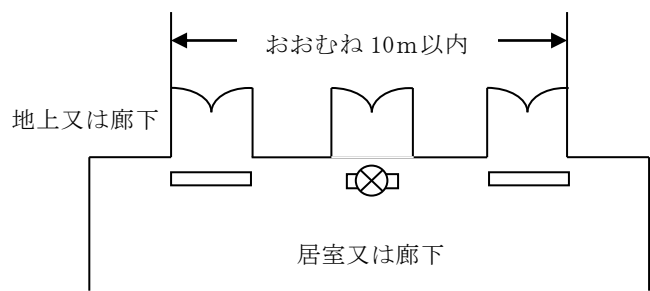
- h 令別表第1に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する部分
- i 避難口が近接して（10m以内）2以上ある場合で、その一の避難口に設けた誘導灯の灯火により容易に識別することができる他の避難口。この場合、他の避難口は状況により誘導標識を設けること。ただし、避難経路が異なる場合は、この限りでない。



※避難口が接近している場合

□ : 誘導標識

第2-22図



※避難口が3つの場合

第2-23図

- j 令別表第1(1)項に掲げる防火対象物のうち、屋外観覧場で部分的に客席（固定席）が設けられ、客席放送、避難誘導員等により避難誘導体制が確立されている場合における観覧席からの出口部分。ただし、夜間使用する場合を除く。
- k 令別表第1の防火対象物のうち、冷凍室又は冷蔵室（以下「冷凍庫」という。）の用途に供される部分は、次のいずれかによること。
 - (a) 冷凍庫内における各部分から最も近い出入口間で歩行距離が30m以下である場合
 - (b) 出入口であることを明示することができる緑色の灯火が設けられ、かつ、冷凍庫内の作業に蓄電池で駆動する運搬車等に付置又は付属する照明により十分な照度が保持できる場合
 - (c) 通路部分の曲折点が1以下で、当該曲折点から出入口であることが明示でき

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

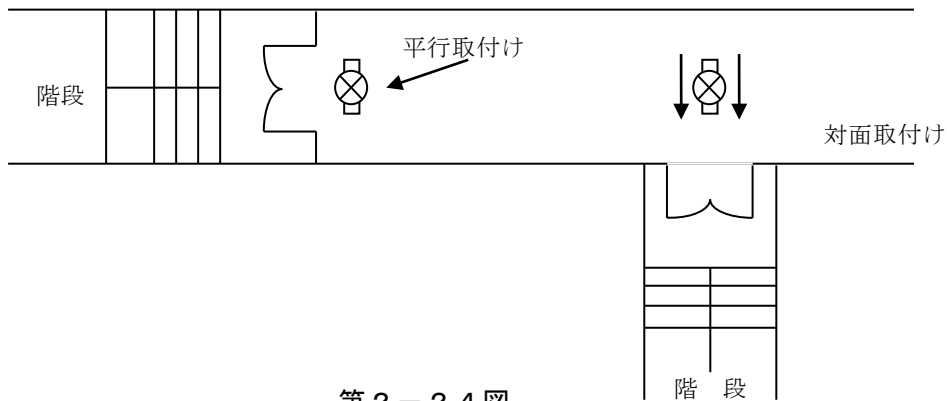
る表示及び非常電源を付置した緑色の灯火を容易に確認できる場合

1 延面積又は床面積が400㎡以下の倉庫にあっては、次のすべてに適合する場合

- (a) 避難口を容易に見とおすことができること。
- (b) 倉庫内に照明(一般照明又は自然光)が設けられていること。
- (c) 倉庫内の各部分から出入口までが、歩行距離30m以下であること。

イ 設置要領

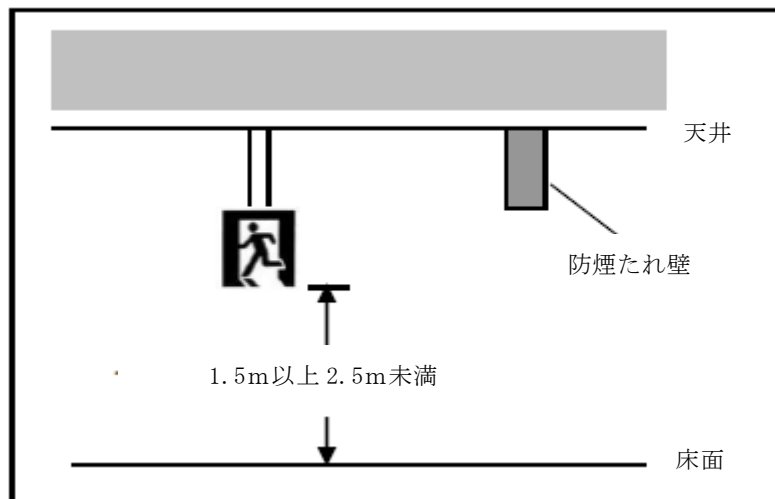
(ア) 避難口誘導灯は、避難口である旨を表示した緑色の灯火とし、防火対象物又はその部分の避難口に、表示面は多数の目にふれやすい位置に避難上有効なものとなるように設けること。なお、廊下等から曲折して避難口に至る場合にあっては、矢印付きのものを設置し、表示面が廊下等に対面するように設置すること。



第2-24図

(イ) 避難口上部又はその直近に床面から誘導灯下面までの高さが1.5m以上2.5m以下となるように設置すること。ただし、建築物の構造上、この部分に設置できない場合、又は位置を変更することにより容易に見とおすことができる場合にあっては、これによらないことができる。又直近に防煙たれ壁等がある場合は、当該防煙たれ壁等より下方の箇所には設けること。

《避難口誘導灯の設置例》



第2-25図

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

- (ウ) 避難口誘導灯は、通行の障害とならないように設けること。
- (エ) 避難口誘導灯を第2-1表のa又はbに掲げる防火対象物又はその部分に設置する場合は、当該誘導灯の区分がA級又はB級のもの（表示面の平均輝度（ CD/m^2 ）×表示面の面積（ m^2 ）が20以上のもの又は点滅機能を有するもの）とすること。また、ここで対象となっていない防火対象物又はその部分についても、一般的に背景輝度の高い場所や光ノイズの多い場所、催し物の行われる大空間の場所等にあつては、同様の措置を講ずること。ただし、当該防火対象物の関係者のみが使用する場所にあつては、令第32条を適用してB級又はC級とすることができる。

第2-1表

防火対象物の区分	設置することができる避難口誘導灯
a 令別表第1(10)項、(16の2)項又は(16の3)項に掲げる防火対象物	○ A級 ○ B級（表示面の明るさが20以上のもの又は点滅機能を有するもの）
b 令別表第1(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の階又は同表(16)項イに掲げる防火対象物の階のうち、(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供せられる部分が存する階でその床面積が1,000 m^2 以上のもの	
上記以外の防火対象物又はその部分	○ A級、B級、C級

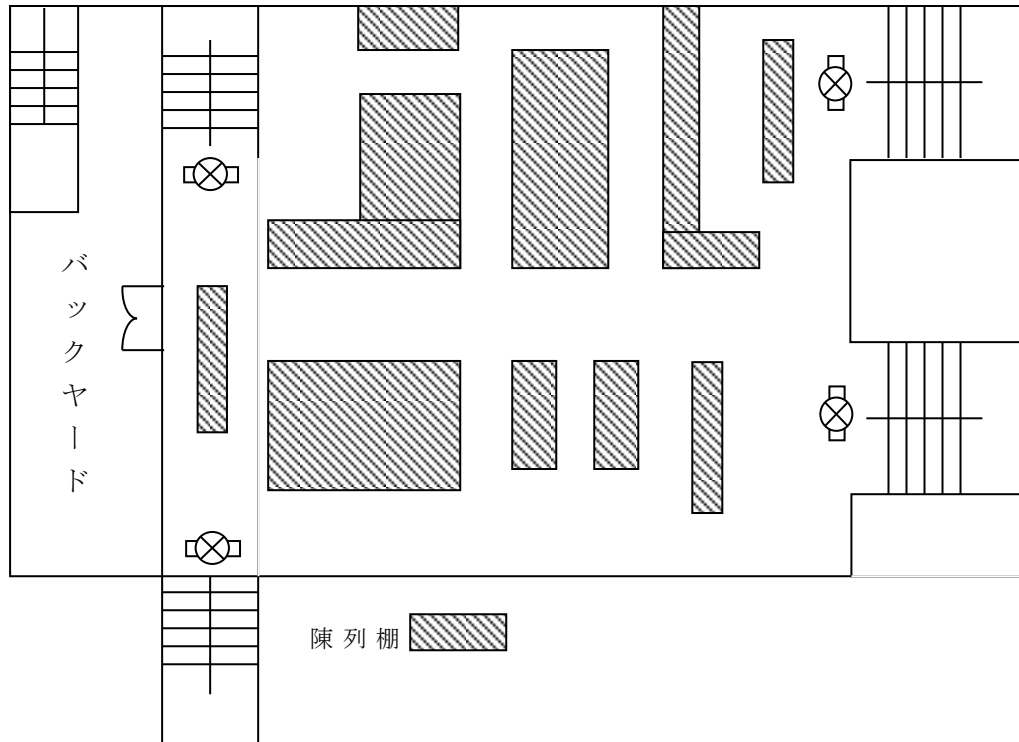
- (オ) 雨水がかかるおそれのある場所又は湿気のある場所に設ける避難口誘導灯は、防水構造とすること。
- (カ) 地震等に耐えるよう壁、天井等に堅固に固定すること。
- (キ) 避難口誘導灯の周囲には、誘導灯と紛らわしい灯火等、広告物、掲示物等を設けないこと。また、誘導灯の視認障害を発生させるディスコ、ライブハウス等の特殊照明には、非常時において当該特殊照明を停止させる措置を講ずること。
- (ク) 直通階段（屋内に設けるものに限る。）から避難階に存する廊下又は通路に通ずる出入口には避難口誘導灯を設けること。
- (3) 点滅機能及び音声誘導機能を付加した誘導灯
 点滅機能を付加した誘導灯（以下「点滅形誘導灯」という。）、音声誘導機能を付加した誘導灯（以下「誘導音装置付誘導灯」という。）、点滅機能及び音声誘導機能を付加した誘導灯（以下「点滅形誘導音装置付誘導灯」という。）の設置箇所及び設置要領は(2)の例によるほか次によること。（点滅機能にあつては、規則第28条の3第4項第3号の規定に適合するための要件となっている場合を除く。）

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

ア 設置箇所

点滅形誘導灯、誘導音装置付誘導灯又は点滅形誘導音装置付誘導灯（以下「点滅形誘導灯等」という。）は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置すること。

- (ア) 令別表第1(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物のうち、視力又は聴力の弱い者が出入りするもので、これらの者の避難経路となる部分
- (イ) 百貨店、旅館、病院、地下街その他不特定多数の者が出入りする防火対象物で、雑踏、照明看板等により誘導灯の視認性が低下するおそれのある部分



第2-26図

- (ウ) その他、点滅形誘導灯等の機能により積極的に避難誘導する必要性が高いと認められる部分

※ 誘導灯に設ける点滅機能又は音声誘導機能は、当該階における避難口のうち避難上特に必要な最終避難口（屋外又は第1次安全区画への出入口）の位置を更に明確に指示することを目的とするものであること。このため、規則第28条の3第3項第1号イ又はロに掲げる避難口に設置する避難口誘導灯以外の誘導灯には設けてはならないこと。

イ 設置要領

点滅形誘導灯等は、上記によるほか、別記3連動式誘導灯設備の基準及び次によること。

- (ア) 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して自動的に点滅及び誘導音を発生するものであること。この場合における自動火災報知設備は、十分な非火災報対策が講じられていること。
- (イ) 規則第24条第5号ハに規定する自動火災報知設備の地区音響装置の区分鳴動を行

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

うことができる防火対象物又はその部分に設置する場合にあっては、原則として、自動火災報知設備の区分鳴動等と連動して当該連動階の点滅及び誘導音を発生させるものであること。

(ウ) 非常警報設備の放送設備が設置されている防火対象物にあっては、誘導音装置を附加した誘導灯の設置位置又は当該誘導音装置の音圧レベルを調整する等により非常放送の内容の伝達が困難若しくは不十分とならないように措置すること。ただし、非常放送と連動して誘導音を停止する装置を設けた場合は、この限りでない。

(エ) 点滅形誘導灯等により誘導される避難口から避難経路として使用される直通階段の階段室が煙により汚染された場合にあっては、当該誘導灯の点滅及び誘導音が停止するものであること。ただし、次に掲げる場所に設置するものにあっては、この限りでない。

a 屋外階段の階段室及びその附室の出入口

b 開放階段（「屋内避難階段等の部分を定める告示」（昭和48年消防庁告示第10号）に規定する開口部を有するもの。以下同じ。）の階段室及びその附室の出入口

c 特別避難階段の階段室及びその附室の出入口

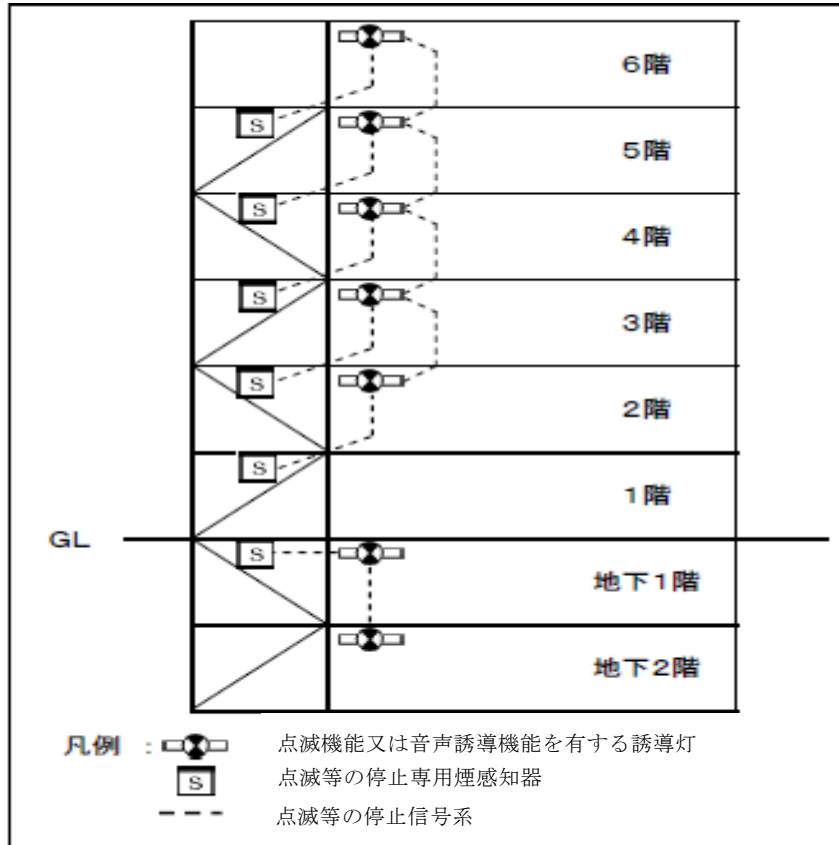
d 最終避難口及びその附室の出入口

(オ) 前(エ)の場合において、当該階段室には、煙感知器を規則第23条第4項第7号の規定に準じて、次のいずれかにより設け、出火階が地上階の場合にあっては、出火階の直上階以上、地下階の場合にあっては、地階の点滅等を停止させるものであること。

a 地上階にあっては、点滅形誘導灯等を設置した直下階に、地下階にあっては、地下1階に点滅等の停止専用の煙感知器（第2種蓄積型又は第3種蓄積型）を設けること。なお、当該煙感知器には、その旨の表示をすること。

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

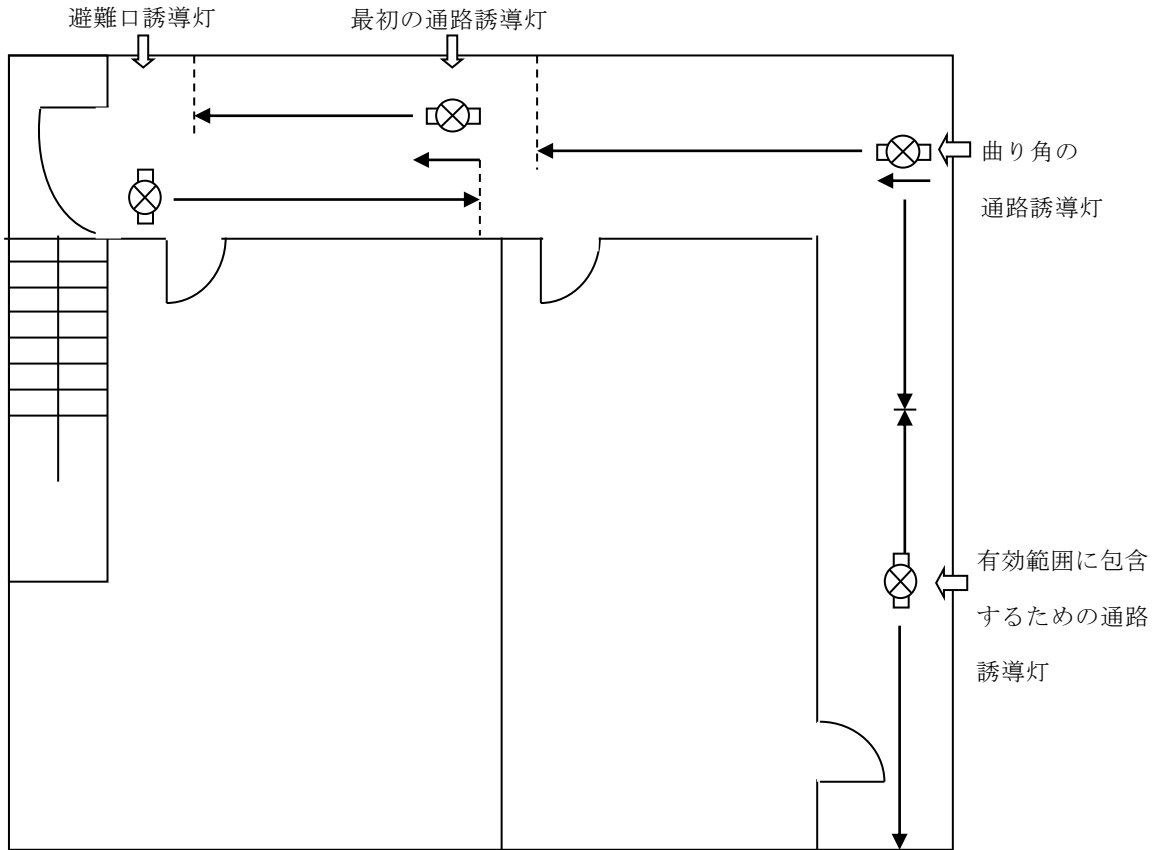
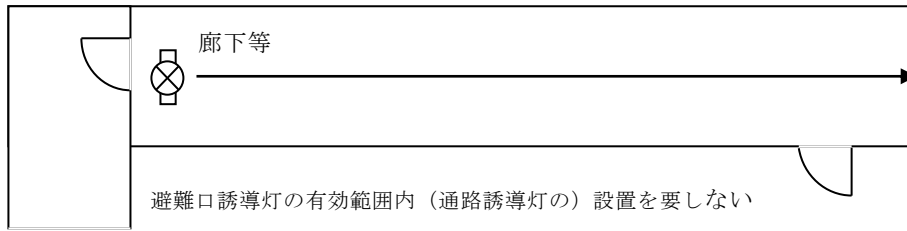
《点滅機能又は音声誘導機能を有する誘導灯及び停止専用煙感知器の設置例》



第2-27図

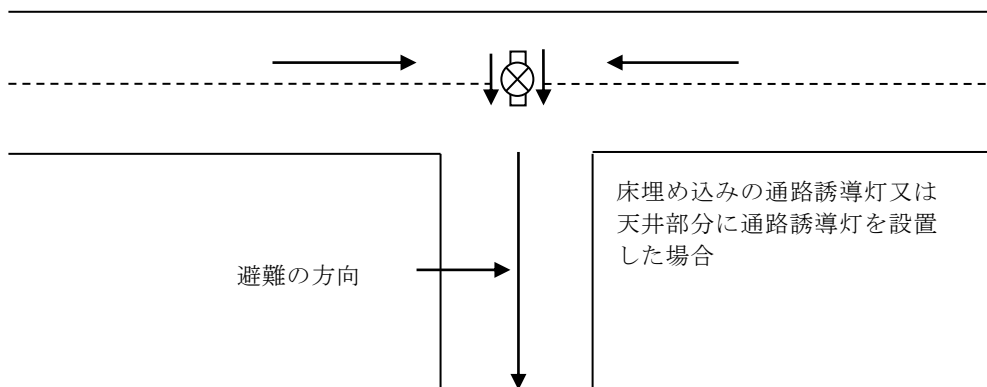
- b 自動火災報知設備の煙感知器が、当該階段室の煙を感知することができるように設けられており、かつ、適切に警戒区域が設定されている場合にあっては、前 a に係らず当該煙感知器と連動させてよいものであること
- (カ) 誘導音の指向性を損なわないように設置すること。
- (4) 通路誘導灯
 - 令第26条第2項第2号並びに規則第28条の3第3項第2号及び第4項の規定によるほか、次によること。
 - ア 設置箇所
 - (ア) 通路誘導灯は、次に掲げる箇所に設置すること。
 - a 曲り角
 - b 規則第28条の3第3項第1号イ及びロに掲げる避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所
 - c a及びbのほか、廊下又は通路の各部分（避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。）を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識



→ は各誘導灯等の歩行距離を示す。

第2-28図



第2-29図

(イ) 通路誘導灯の設置を要する防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当する場合は、令第32条を適用し、通路誘導灯の設置を要しない。

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

- a 窓等から屋外の安全な場所へ容易に避難できる構造となっている避難階の廊下等
ただし、前(2)、ア、(イ)、a、(a)又は(b)を除く。
- b 令別表第1に掲げる防火対象物のうち、(6)項（幼稚園及び実態上幼稚園に準じるものに限る。本項において同じ。）及び(7)項に掲げる防火対象物並びに(16)項イに掲げる防火対象物の(6)項及び(7)項の用途に供される部分で、日の出から日没までの間のみ使用するもので避難上採光が十分である廊下等
- c 外光により避難上有効な照度が得られ、かつ、不特定多数の者の避難経路とならない開放廊下
- d 令別表第1に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する廊下等
- e 客席誘導灯を設けた居室内
- f 避難口誘導灯の設置を省略できる居室内
- g 関係者以外の者の出入りがない倉庫、機械室等
- h 冷凍庫の用途に供される部分は、次のいずれかによること。
 - (a) 冷凍庫内の通路が整然と確保され、かつ、避難上十分な照度を有している場合
 - (b) 冷凍庫に直接面した荷捌所で、廊下等の片側又は両側が開放されているもので、当該通路部分が整然と確保され、かつ、一般照明が十分な照度を有しているもの又は誘導標識が基準のとおり設置されている場合

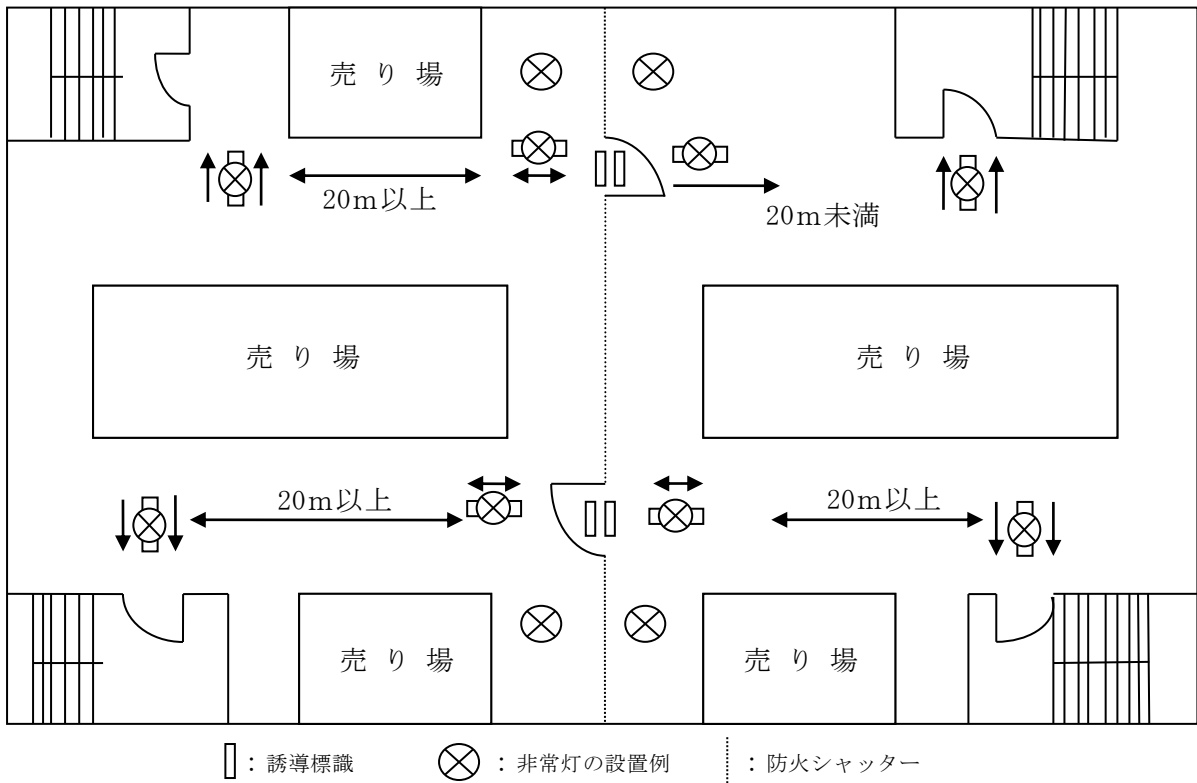
イ 設置要領

- (ア) 通路誘導灯は、通行の障害とならないように設けること。
- (イ) 通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）を第2-2表のa又はbに掲げる防火対象物又はその部分に設置する場合には、当該誘導灯の区分がA級又はB級のもの（表示面の平均輝度（ CD/m^2 ）×表示面の面積（ m^2 ）が25以上のものに限る。）とすること。また、ここで対象となっていない防火対象物又はその部分についても、一般的に背景輝度の高い場所や光ノイズの多い場所、催し物の行われる大空間の場所等にあっては、同様の措置を講ずること。ただし、通路誘導灯を廊下に設置する場合であって、当該誘導灯をその有効範囲内の各部分から容易に識別することができるときは、この限りでない。また、当該防火対象物の関係者のみが使用する場所にあっては、令第32条を適用してB級又はC級とすることができる。

第2-2表

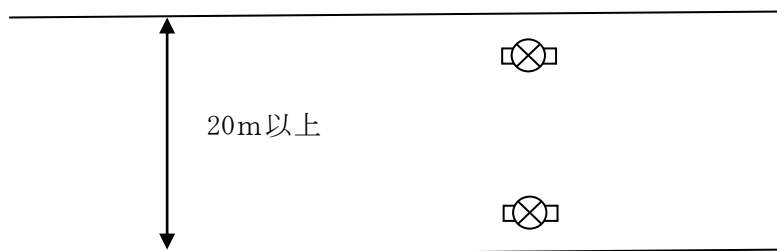
防火対象物の区分	設置することができる通路誘導灯
a 令別表第1(10)項、(16の2)項又は(16の3)項に掲げる防火対象物 b 令別表第1(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の階又は同表(16)項イに掲げる防火対象物の階のうち、同表(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供せられる部分が存する階でその床面積が1,000㎡以上のもの	○ A級 ○ B級（表示面の明るさが25以上のもの） ※ 廊下に設置する場合であって、当該誘導灯をその有効範囲内の各部分から容易に識別することができるときは、この限りでない。
上記以外の防火対象物又はその部分	○ A級、B級、C級

- (ウ) 床面に設ける通路誘導灯は、荷重により破壊されない強度を有すること。
- (エ) 雨水のかかるおそれのある場所又は湿気のある場所に設ける通路誘導灯は、防水構造とすること。
- (オ) 通路誘導灯の周囲には、誘導灯と紛らわしい又は誘導灯をさえぎる灯火、広告物、掲示物等を設けないこと。
- (カ) 床面に埋め込む通路誘導灯は、器具面を床面以上とし、突き出し部分は5mm以下とすること。また、屈折点に設けるものにあつては中心点付近に設置すること。
- (キ) 廊下等の直線部分に2以上設置する場合は、概ね等間隔となるように設置すること。
- (ク) 避難施設への出入口が2箇所以上ある場所で、当該出入口から20m以上となる部分に設置するものの表示は、原則として二方向避難を明示し、その他のものは一方向指示とすること。
- (ケ) 居室内に防火戸（防火シャッターを含む。）がある場合は、隣接区画から避難してきた者が避難施設へ避難できる方向に指示すること。



第2-30図

- (ロ) ランプの交換等による維持管理や視線を考慮して、床面から誘導灯下面までの高さが2.5m以下となるように設置すること。ただし、建築物の構造上、この高さには設置できない場合は、この限りでない。
- (ハ) 直近に防煙たれ壁等がある場合は、当該防煙たれ壁等より下方の箇所に設けること。
- (ニ) 地震等に耐えられるよう壁、床等に堅固に固定すること。
- (ホ) 廊下等の幅員が20m以上のものにあつては、当該廊下等の両面側に設置すること。



第2-31図

- (ヘ) 壁、床等に埋め込む場合は、当該部分の強度及び耐火性能に支障をきたさないように措置すること。
 - (ヘ) 扉若しくはロッカー等の移動するもの又は扉の開閉により見えにくくなる箇所には設置しないこと。
- ウ 前イのほか、令別表第一(2)項ニに掲げる防火対象物の用途に供する部分に設ける通路誘導灯は、次によること。☆

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

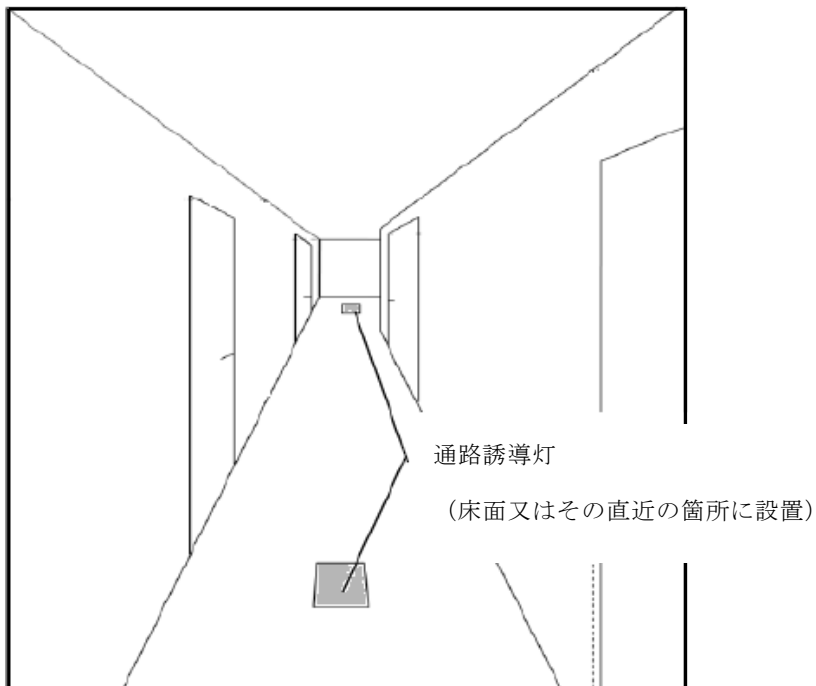
- (ア) 規則第28条の3第4項第3号の2に規定する「床面又はその直近の避難上有効な箇所」とは、床面又は床面からの高さが1 m以下の避難上有効な箇所とする。
- (イ) 規則第28条の3第4項第3号の2ただし書きの規定により通路誘導灯を「床面又はその直近」以外の場所に設ける場合の蓄光式誘導標識の設置は、別記1「蓄光式誘導標識の設置基準」によること。

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

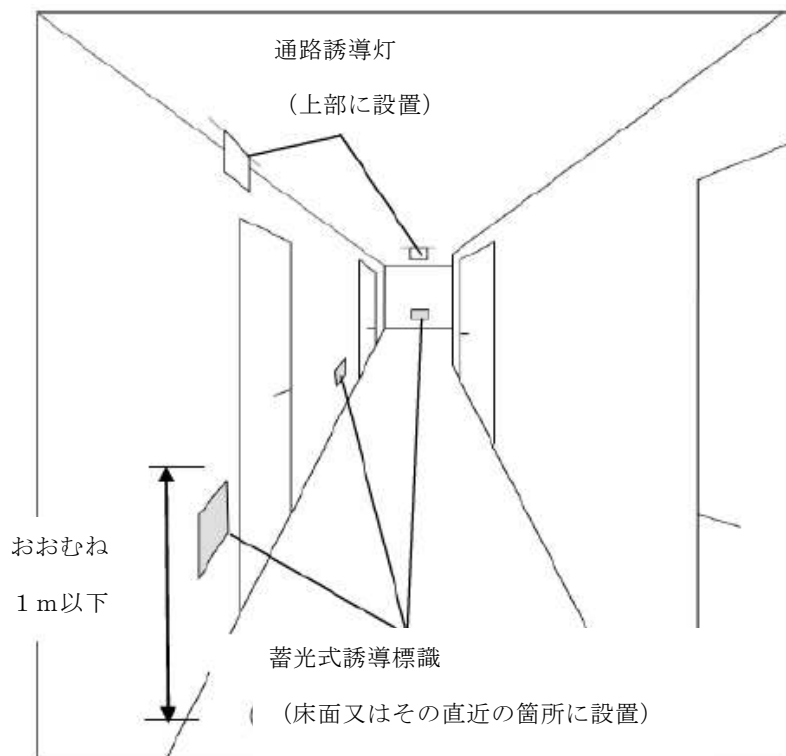
《規則第28条の3第4項第3号の2の規定を満たす方法》

規則第28条の3第4項第3号の2の規定を満たす方法は、次の3通りの方法がある。

- ① 通路誘導灯を床面又はその直近の避難上有効な箇所に設置する。

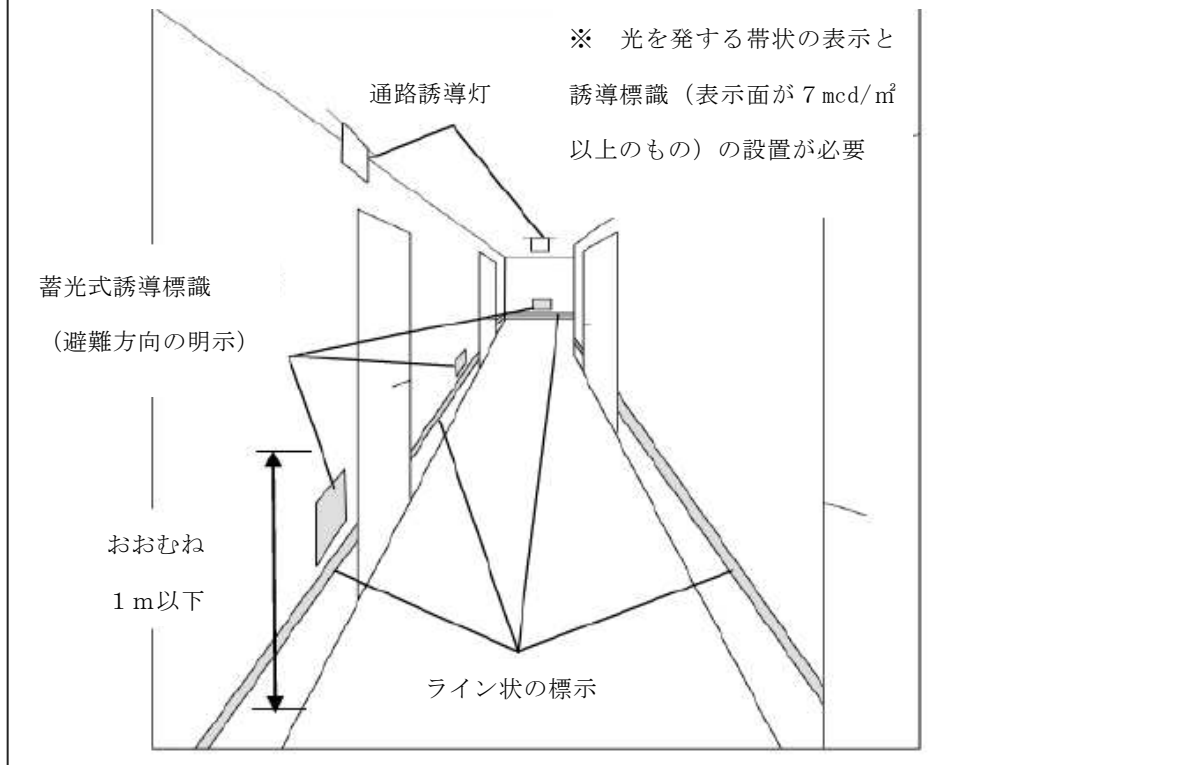


- ② 通路誘導灯と併せて、告示第3の2に定める方法により蓄光式誘導標識を設置する。



第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

③ 通路誘導灯と併せて、告示第3の2ただし書の規定により光を発する帯状の表示等を設置する。



第2-32図

(5) 階段通路誘導灯

令第26条第2項第2号並びに規則第28条の3第3項第2号及び第4項の規定によるほか、次によること。

ア 設置箇所

(ア) 階段又は傾斜路には、階段通路誘導灯を設けること。

(イ) 階段通路誘導灯の設置を要する防火対象物の部分で、次のいずれかに該当する場合は、令第32条を適用し階段通路誘導灯を設置しないことができる。

a 外光により避難上有効な照度を得られる屋外階段

b 外光により避難上有効な照度を得られ、かつ、不特定多数の者の避難経路とならない開放階段

c 令別表第1に掲げる防火対象物のうち、(6)項(幼稚園及び実態上幼稚園に準じるものに限る。本項において同じ。)及び(7)項に掲げる防火対象物並びに(16)項イに掲げる防火対象物の(6)項及び(7)項の用途に供される部分で、日の出から日没までの間のみ使用するもので避難上採光が十分である階段

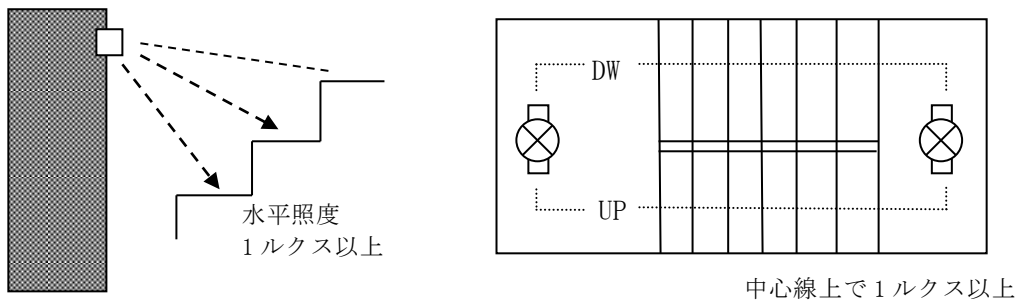
d 令別表第1に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する階段

イ 設置要領

(ア) 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯にあつては、踏面又は表面及び踊場の中心線の

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

照度が1ルクス以上となるように設けること。



第2-33図

(イ) 地震等に耐えられるよう壁、天井等に堅固に固定すること。

(6) 客席誘導灯

令第26条第2項第3号の規定によるほか、次によること。

ア 設置箇所

(ア) 客席誘導灯は、令別表第1(1)項に掲げる防火対象物並びに同表(16)項イ及び(16)の2)項に掲げる防火対象物の部分で、同表(1)項に掲げる防火対象物の用途に供されるものの客席に設けること。

(イ) 客席誘導灯の設置を要する防火対象物又はその部分で、次のいずれかに該当する場合は、令第32条を適用し、客席誘導灯の設置を要しない。

- a 外光により避難上有効な照度が得られる屋外観覧場等の客席部分
- b 避難口誘導灯により避難上有効な照度が得られる客席部分
- c 移動式等の客席部分で、非常電源が確保された照明により避難上有効な照度が得られる部分

イ 設置要領

(ア) 床面からの高さは原則として0.5m以下の箇所に設けること

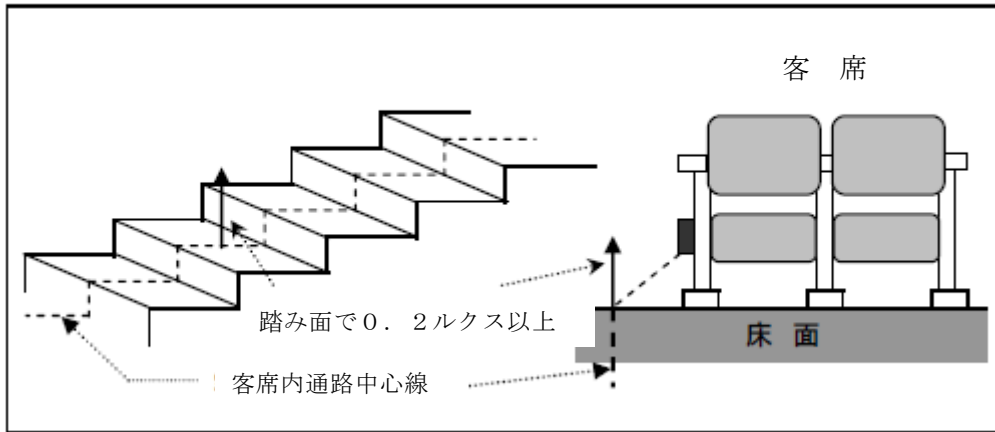
(イ) 客席内通路が水平路又は傾斜路となっている部分にあつては、次式により算出した個数を概ね等間隔となるように設置し、かつ、その照度は、誘導灯に最も近い通路の中心線上で測定し、水平面照度で0.2ルクス以上とすること。

$$\text{設置個数} \geq \frac{\text{客席内通路の直線部分の長さ(m)}}{4} - 1$$

※ (小数点以下は繰り上げる)

(ウ) 客席内通路が階段状になっている部分にあつては、客席内通路の中心線上において、当該通路部分の全長にわたり照明できるものとし、かつ、その照度は、当該通路の中心線上で測定し、照度0.2ルクス以上とすること。

《客席誘導灯の設置例》



第2-34図

- (エ) 客席を壁、床等に機械的に収納できる構造のものにあつては、当該客席の使用状態において避難上有効な照度を得られるよう設置すること。
- (オ) 客席誘導灯（電源配線も含む。）は、避難上障害とならないように設置すること。
- (カ) 地震等に耐えられるよう壁等に堅固に固定すること。

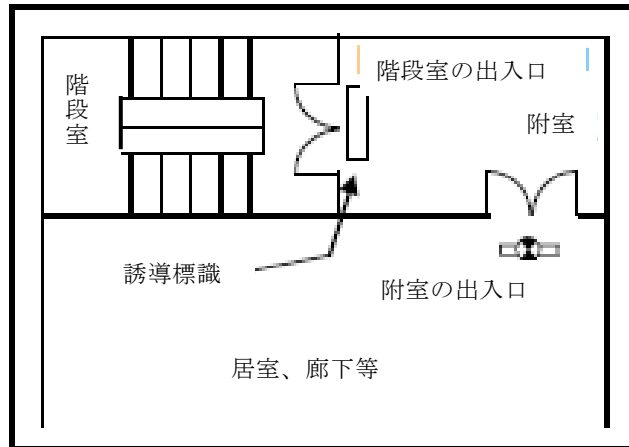
(7) 誘導標識

令第26条第2項第5号及び規則第28条の3第5項の規定によるほか、次によること。

ア 設置箇所

- (ア) 避難口に設ける誘導標識は、規則第28条の3第3項第1号に掲げる避難口の上部等に設けること。
- (イ) 廊下又は通路に設ける誘導標識は、廊下又は通路及びその曲り角の床又は壁に設けること。
- (ウ) 令別表第一に掲げる防火対象物のうち、前(ア)及び(イ)を除く不特定多数の者の避難経路となる避難口及び廊下等に設置すること。◇
- (エ) 規則第28条の3第3項第1号ニに掲げる場所の防火戸に設置すること。◇
- (オ) 規則第28条の3第3項第1号ロに規定する附室内に複数の出入口があるため、階段への出入口が識別できない場合には、当該階段への出入口に設置すること。◇

《直通階段の出入口に設置する場合の例》



第2-35図

- (カ) 誘導灯の有効範囲内の部分については、誘導標識を設置しないことができる。
- (キ) 避難口誘導灯又は通路誘導灯の設置を省略することができる部分には、設置しないことができること。

イ 設置要領

- (ア) 避難口又は階段に設けるものを除き、各階ごとに、その廊下及び通路の各部分から一の誘導標識までの歩行距離が7.5m以下となる箇所及び曲り角に設けること。また、自然光による採光が十分でない場合には、照明（一般照明を含む。）による補足が必要であること。
- (イ) 多数の者の目にふれやすく、かつ、採光が識別上十分である箇所に設けること。
- (ウ) 誘導標識の周囲には、誘導標識と紛らわしい又は誘導標識をさえぎる広告物、掲示物等を設けないこと。
- (エ) 階段室内には、階数を明示した標識又は照明器具を設けること。
- (オ) 誘導標識は壁、床等に固定し、確実に貼り付けること。

5 誘導灯の消灯

- (1) 誘導灯を消灯することができる防火対象物又はその部分は、次のとおりとする。

ア 無人の防火対象物

- (ア) 休日、夜間等において、定期的に無人の状態が繰り返される防火対象物（警備員、宿直者等によって管理を行っているものは無人とみなす。）
- (イ) 無人倉庫等

イ 外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所

外光（自然光のことをいう。）により誘導灯を容易に識別できる（以下「有効外光状態」という。）部分

ウ 利用形態により特に暗さが必要である場所

- (ア) 遊園地のアトラクション等の用途に供される部分（令別表第1(2)項（飲酒を伴う

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

ものに限る。)及び(3)項に掲げる用途に供される部分を除く。)など常時暗さが必要とされる場所であって、誘導灯の点灯が、当該防火対象物又はその部分の使用目的の障害になるおそれがある場所(以下「常時暗さが必要とされる場所」という。)

(イ) 劇場、映画館、プラネタリウム、映画スタジオ等の用に供される部分など一定時間継続して暗さが必要とされる場所であって、誘導灯の点灯が、当該防火対象物又はその部分の使用目的の障害になるおそれがある場所(以下「一定時間暗さが必要とされる場所」という。)

(ロ) 集会場等の用に供される部分など一時的(数分程度)に暗さが必要とされる場所で、誘導灯の点灯が、当該防火対象物又はその部分の使用目的の障害になるおそれがある場所(以下「数分程度暗さが必要とされる場所」という。)

(エ) 舞台等の演出効果のため、一時的(数分程度)に消灯する必要がある部分

エ 主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所

(ア) 令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ及び(10)項から(15)項までに掲げる防火対象物の用に供される部分に限る。なお、「当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者」とは、当該防火対象物(特に避難経路)について熟知している関係者及びその従業員、使用人等であり、通常出入りしていないなど内部の状態に疎い者は含まれない。

(イ) 常時施錠されている電気室、機械室、倉庫等

(2) 消灯できる期間

ア 前(1)、アに掲げる防火対象物又はその部分の消灯できる期間は、無人状態にある期間に限る。

イ 前(1)、イに掲げる防火対象物又はその部分の消灯できる期間は、有効外光状態の期間に限る。

ウ 前(1)、ウに掲げる対象場所の消灯できる期間は、次に掲げる時間内であって、通常の使用状態において特に暗さが要求され、かつ、誘導灯の点灯が当該部分の使用目的の障害となるおそれがある場合に限る。

(ア) 常時暗さが必要とされる場所における消灯は、営業時間内であること。なお、清掃、点検等のために人が存する場合には、消灯はできない。

(イ) 一定時間暗さが必要とされる場所における消灯は、映画館における上映時間中、劇場における上演時間中など、当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内であること。

(ロ) 数分程度暗さが必要とされる場所における消灯は、催し物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内であること。

(3) 消灯の方法

ア 無人状態において消灯する場合は、原則として信号装置を用い、手動で一括消灯する

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

ものとし、信号装置からの火災信号又は手動信号並びに施錠連動点滅器又は照明器具連動点滅器により点灯する方式のものであること。なお、防災センター、守衛室等常時人がいる場所（以下「防災センター等」という。）で各階の無人の状態が把握できる場合は、防災センター等において階ごとに消灯することができるものとする。

イ 有効外光状態において消灯する場合は、原則として信号装置を用い、光電式自動点滅器による点灯方式とし、かつ、自動火災報知設備の火災信号及び手動信号により点灯すること。

ウ 消灯は、前(2)、ウの期間において、その都度、手動で行う方式とし、消灯する点滅器、開閉器等は防災センター等又は対象場所が見通せる場所若しくはその付近（数分程度暗さが必要とされる場所にあつては、対象場所が見通せる場所に限る。）に設けること。ただし、消灯対象場所に使用されている一般の照明器具の消灯と連動して誘導灯が自動的に消灯するものにあつては、この限りでない。

エ 前(1)、ウに規定する場所において誘導灯の消灯を必要とする場合は、当該場所の利用者に対し、次の(ア)から(ウ)までについて、掲示又は放送等によりあらかじめ周知すること。

(ア) 誘導灯が消灯されること。

(イ) 火災の際には誘導灯が点灯すること。

(ウ) 避難経路について

(4) 点灯の方法

点灯の方法は、次の各号のいずれかに適合すること。

ア 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して誘導灯が自動的に点灯するものであること。この場合において、消灯しているすべての誘導灯を点灯すること。

イ 消灯対象場所に使用されている一般の照明器具と連動して誘導灯を消灯する場合の点灯は、当該照明器具の点灯と連動して誘導灯が自動的に点灯するものであること。

ウ 当該場所の利用形態に応じて点灯する場合には、誘導灯を消灯している場所が前(1)に該当しなくなったとき、自動又は手動により点灯すること。この場合において、消灯対象ごとの点灯方法の具体例は第2-3表のとおりとする。

第2-3表

《消灯対象ごとの点灯方法》

消灯対象	点灯方法	
	自動	手動
防火対象物が無人である場合	<ul style="list-style-type: none"> ・照明器具連動装置 ・扉開放連動装置 ・施錠連動装置 ・赤外線センサー 	防災センター要員、警備員、宿直者等により、当該場所の利用形態に応じて、迅速かつ確実に点灯することができる防火管理体制が整備されていること
外光により避難口又は避難の方向が選別できる場所に設置する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・照明器具連動装置 ・光電式自動点滅器 	
利用形態により特に暗さが必要である場合	<ul style="list-style-type: none"> ・照明器具連動装置 ・扉開放連動装置 	
主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所に設置する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・照明器具連動装置 	

※1 当該場所の利用形態に応じた点灯方法としては、上表に掲げるもの等から、いずれかの方法を適宜選択すればよい。

※2 自動を選択する場合であっても、点滅器を操作すること等により、手動でも点灯できるものであること。

(5) 接続方法

接続方法は、別記3連動式誘導灯設備の基準によること。

(6) 信号装置は、認定されたものを使用すること。

6 電源及び配線

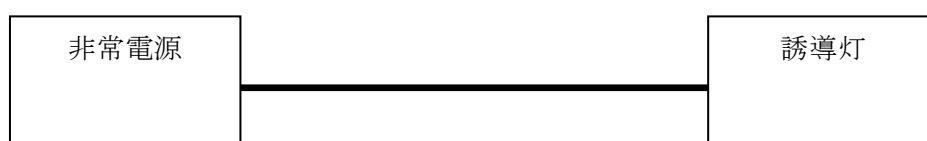
令第26条第2項第4号及び規則第28条の3第4項第9号から第11号に定める規定によるほか、次によること。

(1) 非常電源及びその配線は、第6節第1 非常電源の規定によること。

ア 非常電源回路は、非常電源の専用区画等から直接専用の回路とすること。

イ 非常電源回路に使用する開閉器、遮断器等は点検に便利な場所に設けること。

ウ 非常電源回路は下図の例により非常電源の専用区画等から誘導灯の接続端子までの太線（一）部分を耐火配線とすること。



第2-36図

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

- (2) 非常電源と常用電源との切替装置及び常用電源の停電検出装置の取付場所は、原則として、誘導灯回路を分岐している分電盤、配電盤又は誘導灯器具内とすること。ただし、切替装置を内蔵する充電方式の蓄電池設備を用いるものにあつては、これによらないことができる。
- (3) 常用電源回路には、地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。
- (4) 配線は、誘導灯を消灯している間においても非常電源の蓄電池設備に常時充電することができる方式とすること。
- (5) 操作回路の配線は、規則第12条第1項第5号の規定の例によること。
- (6) 常用電源からの配線は、規則第24条第3号及び同第28条の3第4項11号の規定によるほか、配電盤又は分電盤から専用回路で配線すること。
- (7) 常用電源の専用回路は、2以上の階（小規模の防火対象物を除く。）に渡らないこと。ただし、階段通路誘導灯にあつては、階段系統ごととすることができる。

※ 小規模とは、延べ面積が1,000㎡未満のもの、又は各階に分電盤がなく、かつ、1の回路に誘導灯の数が10個以内の場合をいう。

- (8) 専用回路の開閉器には、誘導灯用の電源である旨の赤色の表示をすること。
- (9) 避難に時間を要する大規模・高層等の防火対象物は、次に掲げるものとし、誘導灯の非常電源の容量は、長時間定格（点灯有効時間60分以上）のものとする。なお、これらに該当しない防火対象物又はその部分にあつても、避難計算等により避難に長時間を要することが明らかな場合には、容量を大きく設定することが望ましいこと。
- ア 令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかを満たすもの。
- (ア) 延べ面積50,000㎡以上
- (イ) 地階を除く階数が15以上であり、かつ、延べ面積30,000㎡以上
- イ 令別表第1(16)の2)項に掲げる防火対象物で延べ面積1,000㎡以上
- ウ 令別表第1(10)項又は(16)項に掲げる防火対象物（同表(16)項に掲げる防火対象物にあつては、同表第1(10)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）で、乗降場が地階にあり、かつ、消防長又は消防署長が避難上必要があると認めて指定したものであること。
- (10) 非常電源の容量を60分間以上としなければならない主要な避難経路は、具体的には、次の場所とする。
- ア 屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）
- イ 直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）
- ウ 直通階段
- エ 避難階の廊下及び通路（アの避難口に通ずるものに限る。）
- なお、アとウを接続する部分としてさしつかえないこと。

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

(11) 非常電源の容量を60分間以上とする場合は、20分間を超える時間における作動に係る容量にあつては蓄電池設備のほか自家発電設備によることができること。この場合において、常用電源が停電したときの電力供給の順番（蓄電池設備→自家発電設備又は自家発電設備→蓄電池設備）については任意であるが、電源の切り替えが円滑に行われるように措置する必要があること。

(12) 非常電源の容量は、誘導灯に設ける点滅機能及び音声機能についても必要であること。この場合において、自動火災報知設備の煙感知器を用いて点滅等の停止をさせる場合は、自動火災報知設備の受信機等に点滅等の停止を20分以上有効に動作させるための非常電源を附置すること。

7 総合操作盤

規則第28条の3第4項第12号に定める規定によるほか、次の告示によること。

- (1) 平成16年消防庁告示第7号「総合操作盤の基準を定める件」
- (2) 平成16年消防庁告示第8号「総合操作盤の設置方法を定める件」

別記1

蓄光式誘導標識の設置基準

第1 避難口誘導灯の設置を要しない居室の蓄光式誘導標識

規則第28条の2第1項第3号ハに規定する告示による蓄光式誘導標識の設置及び維持については、次によること。

1 表示面の輝度及び大きさ

蓄光式誘導標識を居室内の者に避難上有効に認識させることができるよう次により表示面の輝度及び大きさを指導すること。

(1) 設置箇所における外光又は照明の照射を遮断し、20分経過した後における蓄光式誘導標識の表示面において、おおむね次の平均輝度であること。

ア 居室の各部分から避難口に至る歩行距離がおおむね15m未満となる場合
100mcd/m²以上

イ 居室の各部分から避難口に至る歩行距離がおおむね15m以上となる場合
300mcd/m²以上

(2) 蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法の大きさは、居室の各部分から避難口に至る歩行距離がおおむね15m以上となる場合は、次式によること。

《蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法と歩行距離》

$$h \geq D / 150$$

h：蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法（m）

D：避難口から居室内の最遠の箇所までの歩行距離（m）

2 性能を保持するために必要な照度

告示第3第1号(3)に規定する「性能を保持するために必要な照度」とは、外光又は照明の照射を遮断し、20分経過した後以前1、(1)の平均輝度を確保できる照度をいう。この場合において、次のいずれかの方法により確認すること。

(1) 試験結果報告書に記入された「表示面の平均輝度」が必要な値以上であること。

(2) 蓄光式誘導標識及び光源となる照明器具の種類に応じ、別紙による試験を実施させ、試験結果報告書の「設置場所の照度」で必要な平均輝度以上となること。

3 必要な照度の確保

前2の照度は、居室を利用しているときに確保されていること。

第2 通路誘導灯を補完するために設けられる蓄光式誘導標識

規則第28条の3第4項第3号の2に規定する告示による蓄光式誘導標識の設置及び維持については、次によること。

1 蓄光式誘導標識の設置

通路誘導灯を補完するため、告示第3の2の規定により蓄光式誘導標識を設ける場合は、

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

次によること。

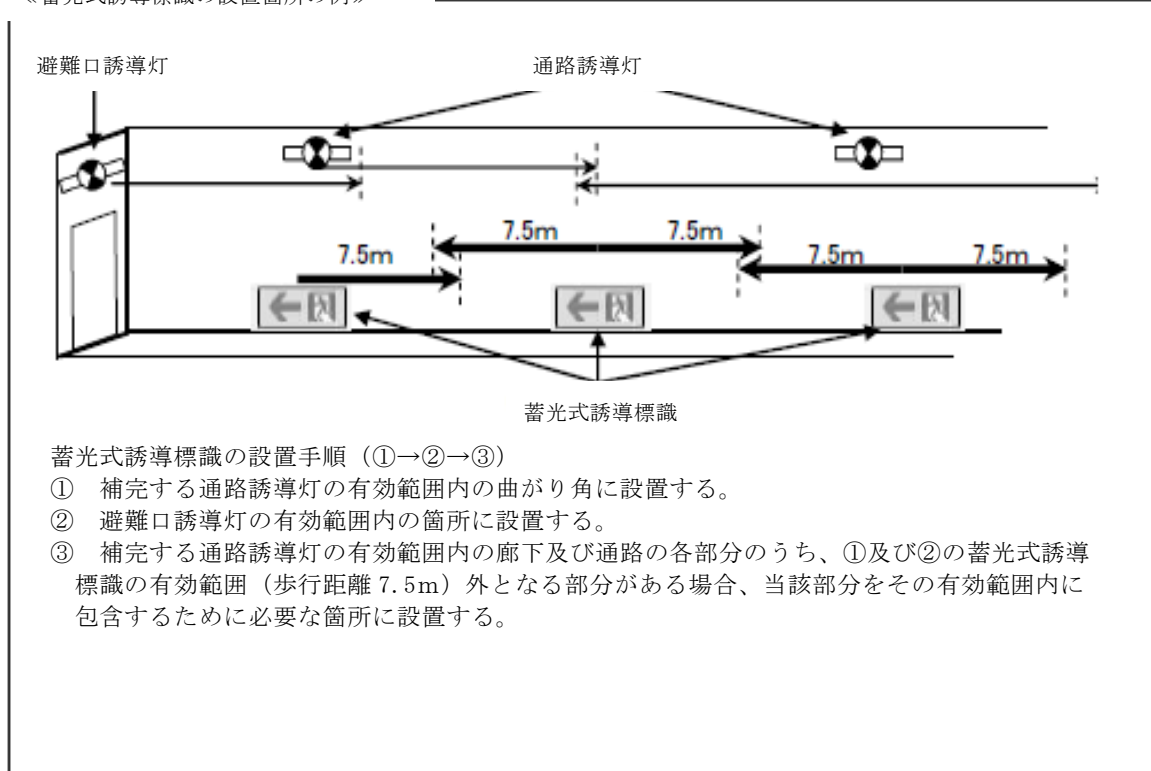
(1) 蓄光式誘導標識を避難する者に避難上有効に認識させることができるよう次により表示面の輝度及び避難の方向を示す告示別図第2のシンボル（以下「矢印」という。）の大きさが確保されよう指導すること。

ア 設置箇所における外光又は照明の照射を遮断し、20分経過した後における蓄光式誘導標識の表示面において、 7.5 mcd/m^2 以上であること。

イ 矢印の縦側の寸法は、64mm以上とすること。

(2) 告示第3の2第2号に規定する「床面又はその直近の箇所」とは、床面又は床面からの高さが1m以下の避難上有効な箇所をいうものであること。

《蓄光式誘導標識の設置箇所の例》



(3) 告示第3の2第3号に規定する「廊下及び通路の各部分」及び「曲がり角」とは、補完する通路誘導灯の有効範囲内にある各部分であること。

(4) 告示第3の2第4号に規定する「性能を保持するために必要な照度」とは、外光又は照明の照射を遮断し、20分経過した後には前第1、1、(1)の平均輝度を確保できる照度をいう。この場合において、必要な照度等の確認は、前第1、2、(1)又は(2)の方法によること。

(5) 蓄光式誘導標識の構造及び性能は、告示第5第3号に規定され、同号(1)で「堅ろうで耐久性のあるもの」とされているが、蓄光材料には水等の影響により著しく性能が低下するものもあることから、床面又はその直近の箇所に設ける蓄光式誘導標識で、通行、清掃、雨風等による磨耗、浸水等のおそれのあるものにあつては、耐摩耗性や耐水性を有するものとする。

2 光を発する帯状の標示等

通路誘導灯を補完するため、告示第3の2ただし書きの規定により光を発する帯状の標示を設けることその他の方法による場合は、次によること。

(1) 告示第3の2ただし書きの取扱い

告示第3の2ただし書きに規定する「光を発する帯状の標示を設けることその他の方法によりこれと同等以上の避難安全性が確保されている場合」とは、光を発する帯状の標示（廊下及び通路の床面や壁面に避難する方向に沿ってライン状に標示を行うものをいう。以下同じ。）及び誘導標識を次により設ける場合のほか、これと同等以上の避難安全性が確保されている場合とする。この場合において、光を発する帯状の標示だけでは、避難の方向を認識できない場合があるため、避難の方向を示す誘導標識を設置することで「同等以上の避難安全性」が確保できるものであること。

(2) 光を発する帯状の標示の設置

光を発する帯状の標示は次によること。

ア 性能は、設置箇所における照度で照射後、20分経過したときに表面が次式を満たす平均輝度を有していること。

《標示の表面における平均輝度と標示の幅》

$$L' \geq 200/d'$$

L' : 標示の表面における平均輝度 (mcd/m²)

d' : 標示の幅 (ミリメートル)

イ 前アの性能を保持していることは、前第1、2、(1)又は(2)の方法に準じて確認すること。この場合において、財団法人日本消防設備安全センターの性能評定品以外のものを使用する場合は、別紙の試験結果を提出させること。

ウ 床面又は床面からの高さが1m以下の避難上有効な箇所に設けること。

エ 光を発する帯状の標示は、設置場所に応じ、耐摩耗性や耐水性を有するものとする

オ 光を発する帯状の標示として、光源を用いるものを用いる場合は、20分間前アの平均輝度を維持することができる容量の非常電源を有するものとする

(3) 誘導標識

誘導標識は次によること。

ア 誘導標識の性能は、設置箇所における照度で照射後、20分経過したときに表示面の平均輝度が7mcd/m²以上のものであること。

イ 前アの性能を保持していることは、前第1、2、(1)又は(2)の方法により確認すること。

ウ 廊下及び通路の各部分から一の誘導標識までの歩行距離が7.5メートル以下となる箇所及び曲がり角に設けること。

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

エ 床面又は床面からの高さが1 m以下の避難上有効な箇所に設けること。

オ 誘導標識は、設置場所に応じ、耐摩耗性や耐水性を有するものとする。

第3 非常電源の容量を20分間とするための蓄光式誘導標識

告示第4に定める要件に該当する防火対象物に設ける通路誘導灯のうち、非常電源の容量を20分間とするため、告示第3の2の規定により蓄光式誘導標識又は告示第3の2ただし書の規定により光を発する帯状の標示等を設ける場合は、次によること。

1 蓄光式誘導標識

蓄光式誘導標識を設ける場合は、次によること。

(1) 前第2、1によること。この場合において、前第2、1、(1)、ア及び(4)中「20分」とあるのは「60分」と読み替えるものとする。

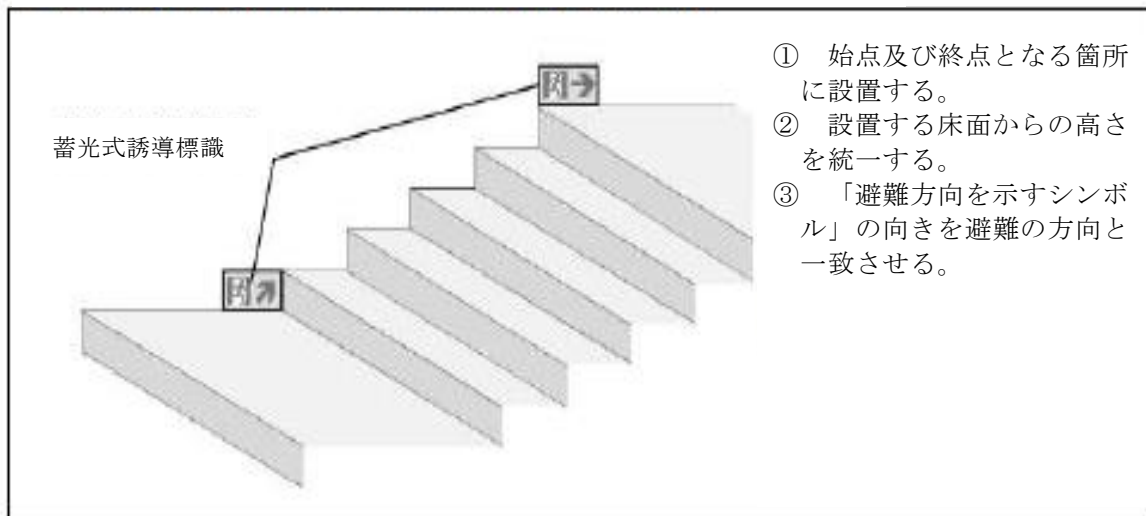
(2) 階段及び傾斜路に設ける場合は、次によること。

ア 階段及び傾斜路の始点及び終点となる箇所に設置すること。

イ 転倒、転落等を防ぐため、設置する床面からの高さを統一すること。

ウ 蓄光式誘導標識の矢印の向きが避難の方向（上り又は下り）と一致するよう設置すること。

《蓄光式誘導標識を階段及び傾斜路に設置する場合の例》



2 光を発する帯状の標示等

光を発する帯状の標示及び誘導標識を設ける場合は、次によること。

(1) 光を発する帯状の標示

ア 性能、設置箇所等は、前第2、2、(2)によること。この場合において、前第2、2、(2)、ア及びオ中「20分」とあるのは「60分」と読み替えるものとする。

イ 階段及び傾斜路に設ける場合は、次によること。

(ア) 踏面端部及び手すり（手すりがない場合は、床面から1 m以下の避難上有効な箇所）に設置すること。

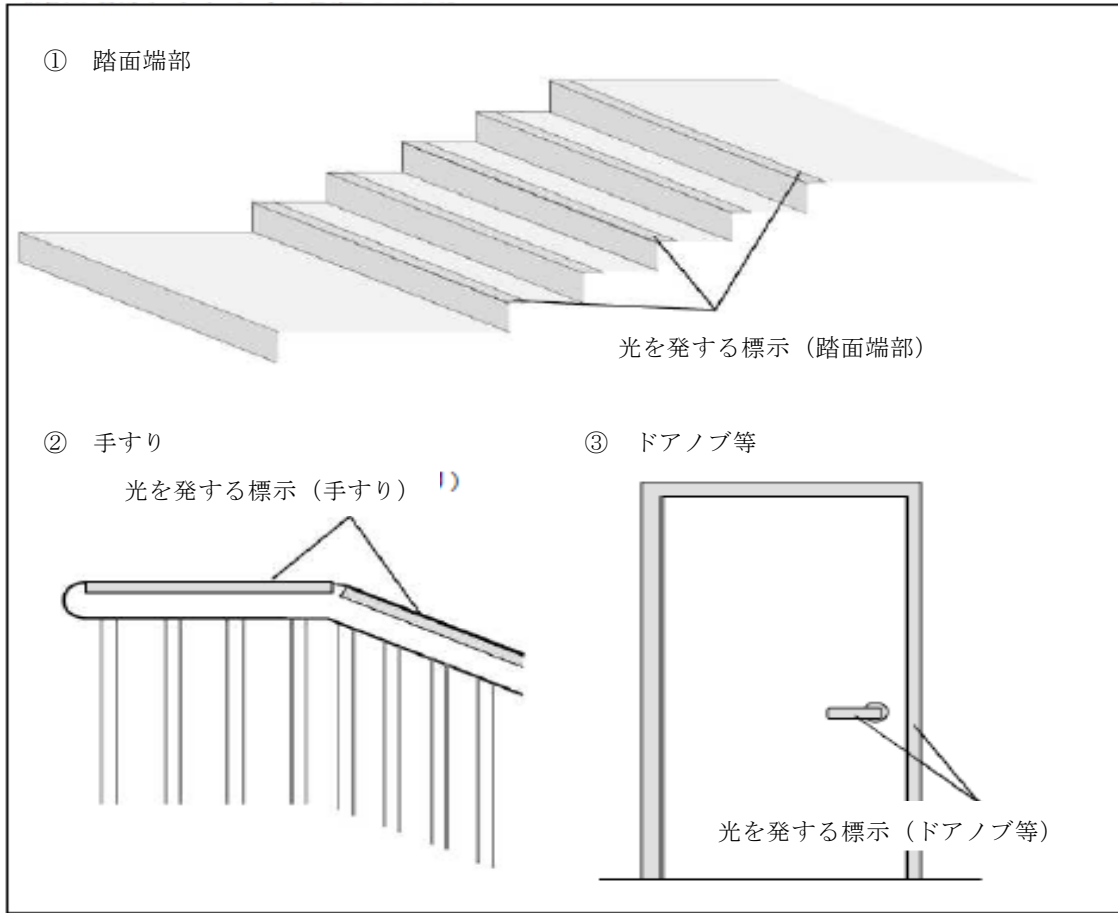
a 始点及び終点となる箇所に設置する。

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

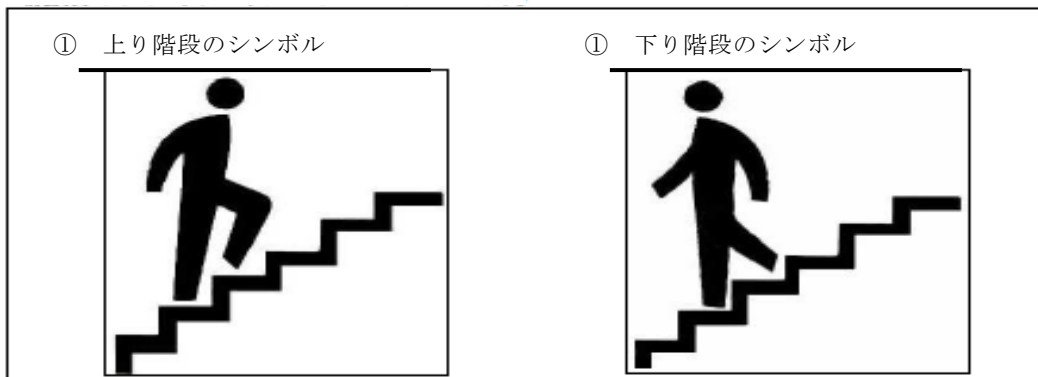
- b 設置する床面からの高さを統一する。
 - c 「避難の方向を示すシンボル」の向きを避難の方向と一致させる。
- (イ) 階段の上り又は下りが不明確な場合は、階段の始点にJ I S Z 8 2 1 0で定める階段のシンボルを設置すること。

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

《路面端部、手すり等に設置した例》



《階段のシンボル（JIS Z 8210）》



第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

(2) 誘導標識

- ア 性能、設置箇所等は、前第2、2、(3)、アからオまでによること。この場合において、前第2、2、(3)、ア中「20分」とあるのは「60分」と読み替えるものとする。
- イ 階段及び傾斜路に設ける場合は、次によること。
 - (ア) 階段及び傾斜路の始点及び終点となる箇所に設置すること。
 - (イ) 転倒、転落等を防ぐため、設置する床面からの高さを統一すること。
 - (ウ) 誘導標識の矢印の向きが避難の方向（上り又は下り）と一致するよう設置すること。

第4 維持管理

避難口誘導灯の設置等を免除するために蓄光式誘導標識、光を発する帯状の標識等が設置されている場合、蓄光式誘導標識等が経年劣化等により「照度」、「輝度」等が所期の条件に適合しなくなると、消防法令違反となるため、立入検査、消防法第17条の3の3の点検報告等で適合しないことが判明した場合は、防火対象物の関係者に照明器具の交換・変更、蓄光式誘導標識等の交換・変更等を実施させること。

別記3

連動式誘導灯設備の基準

1 用語

- (1) 連動式誘導灯設備とは、点滅形誘導灯、誘導音装置付誘導灯、点滅形誘導音装置付誘導灯、消灯方式誘導灯及び附加装置により構成されるものをいう。
- (2) 受信機とは、自動火災報知設備の受信機をいう。
- (3) 移報用装置とは、受信機からの火災信号を信号装置に移報する装置をいう。
- (4) 連動開閉器とは、信号装置等からの信号により誘導灯を消灯するための電磁開閉器をいう。
- (5) 光電式自動点滅器とは、自然光の明暗により自動的に電気信号を出力するものをいう。
- (6) 施錠連動点滅器とは、出入口扉の施錠と連動して電気信号を出力するものをいう。
- (7) 照明器具連動点滅器とは、照明器具の点灯と連動して電気信号を出力するものをいう。
- (8) 連動装置とは、操作盤等と信号装置等を連動し、操作盤等から誘導灯の各種操作及び誘導灯の各種状態を監視するために必要な信号変換を行うものをいう。

2 種類

- (1) 連動式誘導灯設備は、次の組合せにより構成されるものであること。

機 器		点滅形誘導灯	誘導音装置付誘導灯	点滅形誘導音装置付誘導灯	消灯方式誘導灯	受信機（移報装置を含む）	信号装置	連動開閉器	自動点滅器 ※1	施錠連動点滅器又は照明器具連動点滅器 ※2	煙感知器	連動装置
設 備 名												
点滅形誘導灯設備		◎				◎	◎	○			○	○
誘導音装置付誘導灯設備			◎			◎	◎	○			○	○
点滅形誘導音装置付誘導灯設備				◎		◎	◎	○			○	○
消灯方式誘導灯設備	居室・廊下等	○	○	○	◎	○	◎	◎	○	○		○
	屋外階段等				◎	○	○	○	◎			○
	遊園地・劇場・映画館・集会場等の対象場所				◎	◎	◎	◎		◎		○
	専ら関係者が存する場所等				◎	◎	◎	○				○

(注) ◎ : 設置を必要とするもの

○ : 必要に応じ設置することができるもの

※1 : 屋外階段に設けるものは、光電式自動点滅器、規則第28条の3第3項第1

第2章第4節 第2 誘導灯及び誘導標識

号ニの箇所に設けるものは、扉等の開閉に連動する点滅器とすること。

※2 : 照明器具連動点滅器は、居室・廊下等用又は劇場・映画館等用のいずれかに設けることができるものであること。

(2) 点滅形誘導灯設備、誘導音装置付誘導灯設備又は点滅形誘導音装置付誘導灯設備は、それぞれ消灯方式誘導灯設備と併用することができる。

